

改正箇所

文章：アンダーラインを引いた箇所（現行のしおりにおいて、
注意喚起のためにアンダーラインを引いた箇所等を除く。）

図：点線の枠で囲った箇所

横浜市道路位置指定申請のしおり

平成 25 年 5 月

横浜市建築局

※本しおりで引用した主な法令名は、次のような略称名を用いました。

法：建築基準法

令：建築基準法施行令

条例：横浜市建築基準条例

細則：横浜市建築基準法施行細則

目 次

第1章	道路位置指定制度の趣旨	- 4 -
1	道路の位置の指定とは	- 4 -
第2章	道路の位置の指定の手続き	- 5 -
1	手続きの流れ	- 5 -
2	関係者との調整	- 6 -
3	事前審査	- 7 -
(1)	事前審査願について	- 7 -
(2)	事前審査願に必要な書類について	- 7 -
4	道路の位置の指定申請（本申請）	- 8 -
(1)	道路の位置の指定申請（本申請）について	- 8 -
(2)	道路の位置の指定申請（本申請）に必要な書類について	- 8 -
(3)	書類及び図面の調製について	- 11 -
(4)	申請手数料について	- 12 -
第3章	道路の廃止又は変更の手続き	- 13 -
1	手続きの流れ	- 13 -
2	廃止又は変更とは	- 13 -
3	事前審査	- 14 -
(1)	事前審査願について	- 14 -
(2)	事前審査に必要な書類について	- 14 -
4	道路廃止（変更）申請（本申請）	- 15 -
(1)	道路廃止（変更）申請（本申請）について	- 15 -
(2)	道路廃止（変更）申請（本申請）に必要な書類について	- 15 -
(3)	申請手数料について	- 16 -
第4章	道路位置指定の基準	- 17 -
1	位置の指定ができる土地	- 17 -
(1)	道路の指定を必要とする合理的な理由について	- 17 -
(2)	既存建築物の法適合性について	- 17 -
(3)	権利者の承諾について	- 17 -
2	区域の設定	- 18 -
3	宅地の規模及び形態等	- 18 -
4	接続道路	- 19 -
(1)	接続道路について	- 19 -

(2)	接続道路との接続部分について	- 19 -
5	指定道路の幅員及び延長	- 20 -
(1)	指定道路の幅員について	- 20 -
(2)	指定道路の延長について	- 21 -
6	袋路状道路	- 23 -
(1)	袋路状道路とは	- 23 -
(2)	転回広場の設置について	- 23 -
(3)	転回広場の形態について	- 27 -
(4)	避難通路の設置について	- 28 -
7	すみ切り	- 30 -
(1)	すみ切りの形態	- 30 -
(2)	接続道路が2項道路の場合等におけるすみ切りの形態	- 31 -
8	道路の構造	- 32 -
(1)	指定道路の構造	- 32 -
(2)	排水設備	- 32 -
(3)	参考例	- 33 -
9	その他	- 35 -
(1)	道路の位置の表示及び維持管理	- 35 -
(2)	分筆及び地目の変更	- 35 -
第5章	現状尊重型道路位置指定制度	- 36 -
1	本制度の概要	- 36 -
2	指定基準	- 36 -
(1)	対象となる道	- 36 -
(2)	技術的基準	- 36 -
3	手続等	- 37 -
第6章	道路位置指定申請に係る参考資料	- 39 -
1	細則様式	- 40 -
2	細則外様式	- 47 -
3	様式の記載例	- 51 -
4	建築基準法（抜粋）	- 55 -
5	建築基準法施行令（抜粋）	- 55 -
6	建築基準法施行規則（抜粋）	- 56 -
7	横浜市建築基準条例（抜粋）	- 56 -
8	横浜市建築基準法施行細則（抜粋）	- 57 -

第 1 章 道路位置指定制度の趣旨

1 道路の位置の指定とは

建築物の敷地は、法第 42 条に規定する「道路」に接していなければなりません。(法第 43 条第 1 項)

その道路の一つとして、法第 42 条第 1 項第 5 号に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定されています。

この法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定は、法に規定されているとおり「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的で指定を受けることとなりますので、合理的な理由が必要です。つまり、接道がとれず建築物の建築ができない土地を接道させるために、道路の位置の指定を受けるものですので、既に接道のある土地の条件を良くする目的(より規模の大きい建築物の建築等)や、道路を築造する必要がない土地に道路を築造しても、道路の位置の指定を受けることはできません。

なお、道路の位置の指定を受けて、土地利用を図ることのできる区域の面積は、原則として都市計画法の開発許可の対象とならない 500 平方メートル未満の土地に限られますが、道路を築造することは区画の変更を伴う開発行為となりますので、区域の設定については本市の「都市計画法による開発許可の手引き」に従ってください。また、開発許可を受けることが可能な土地において殊更に小規模な区域を設定しないよう留意してください。

道路の位置の指定を受けるということは周辺の私有地に対しても大きな権利の制限が課せられることとなりますので、周辺の土地所有者等と十分調整したうえで計画を行ってください。

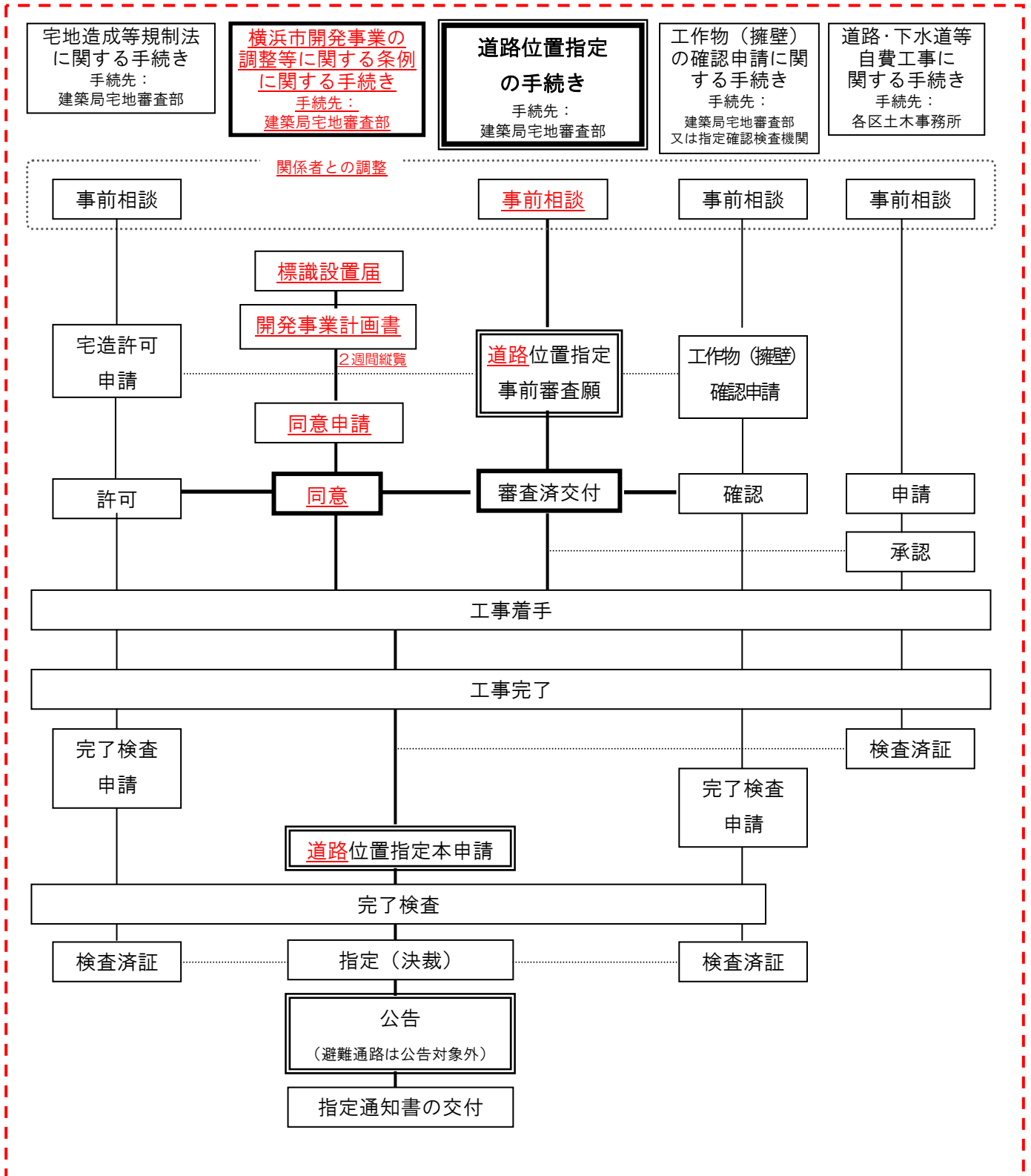
なお、本しおりにおいて、以下のとおり用語を定義して説明します。

- ・法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定：「道路の位置の指定」若しくは「道路位置指定」
- ・位置の指定を受ける道路：「指定道路」
- ・指定道路が接続する道路：「接続道路」

第2章 道路の位置の指定の手続き

1 手続きの流れ

道路の位置の指定の手続きは以下のとおりです。



2 関係者との調整

L形側溝の切り下げ工事や、排水施設の移設・接続工事等が必要な場合は、管理者との調整が必要です。調整が不十分なために道路の位置の指定の基準を満たさない場合、道路の位置の指定ができなくなりますので、十分留意してください。

なお、横浜市の管理する道路については、各区土木事務所に事前に相談してください。

道路の位置の指定に伴う電柱等の移設についても、時間がかかることがありますので、早めに電柱等の管理者と調整を行ってください。

また、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の権利者（公道を含む場合は道路管理者）の承諾が必要です。つぶれ水路を縦断的に含む道路の指定は原則認められませんが、水路の管理者の承諾が得られる場合はこの限りではありません。

3 事前審査

(1) 事前審査願について

横浜市では、道路の位置の指定を受けようとする場合は、その指定申請に先立ち「道路の位置の指定事前審査願」の提出が必要となります。

これは、事前に計画内容、技術基準、他法令の適合性等に関する審査を行い、道路形態が完成した時点で円滑に「道路の位置の指定」ができるようにするものです。

なお、審査済の交付（決裁日）を受けた日から、6か月以内に道路の位置の指定申請（本申請）がなされなかったときは、この事前審査願は無効となり、改めて事前審査願の提出が必要となる場合があります。

(2) 事前審査願に必要な書類について

事前審査に必要な図書は次の表1のとおりです。提出部数は「正」「副（写しで可）」の2部となります。

(表1)

添付 順序	図面等の 名称	標準 縮尺	内 容	備 考
1	道路の位置の 指定事前審査願		1 <u>細則</u> 外様式(P47 参照)	・正、副各1部 ・記載例は P51 参照
2	委任状		1 代理人が手続きを行う場合	・正、副各1部
3	案内図	1/2500 程度	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物	・市販のもの又は住宅地 図程度のもの
4	現況平面図	1/200 以上	1 方位 2 計画区域の境界 3 等高線(1m以下の標高差を示すもの) 4 指定を受けようとする道路の位置 5 既存道路の位置、幅員、種別 6 既存排水施設の位置、形状	・実測に基づくもの
5	公図の写し	1/500 (600)	1 方位 2 道路計画敷地の境界 3 写しの作成年月日及び作成した者の氏名	・計画敷地及び周辺の地 番が標示された法務局備 えの写し ・申請時から3か月以内の もの
6	求積図及び 求積表	1/200 以上	1 土地利用全体求積 2 道路面積 3 各宅地の面積 4 その他(道路後退部分等)	・小数点 3 位以下切り捨 て、2 位まで表示してくだ さい。(単位:㎡)

7	計画平面図	1/200 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 計画区域の境界 3 指定を受けようとする道路(避難通路を含む。)の位置、形状、勾配、延長、幅員及び計画高 4 計画区域内の宅地割、面積、宅地の地盤高、擁壁の位置及びその構造 5 計画区域内及び周辺の既存道路の位置(計画決定した都市計画道路を含む) 6 計画区域周辺の地形及び地物 7 計画区域内外の側溝及び下水管の位置並びにそれらの排水流末の処理方法 8 切土及び盛土の色分け(切土－黄、盛土－赤) 9 縦横断面線の符号 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定を受ける道路部分は、<u>赤線</u>で囲んでください。 ・計画平面図中の「指定を受けようとする道路の延長、幅員」は<u>小数点 3 位以下切り捨て、2 位までを表示</u>して下さい。(単位：m)
8	計画断面図	1/200 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 断面位置(原則として7[計画平面図]における縦横断面と同一線上のものとし、その符号を記入) 2 切土及び盛土の高さ 3 現況地盤高、計画地盤高 4 がけ、道路等の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に高低差がある場合、条例第 3 条が適用される範囲の周辺のがけ状況を記入して下さい。
9	構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、排水施設、避難通路及び付帯施設の構造 	
10	土地登記事項証明書		<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び避難通路となる土地の土地登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時から3か月以内のもの ・正、副各 1 部
11	その他必要な図書		<ol style="list-style-type: none"> 1 計画区域内及び計画区域に隣接して建築物等がある場合は確認済証の写又は確認時の敷地状況図など 	

4 道路の位置の指定申請（本申請）

(1) 道路の位置の指定申請（本申請）について

本申請は、道路の築造が終了した段階で行うこととなります。このため、宅地造成等規制法の許可、あるいは法に基づく工作物（擁壁）の確認が必要な場合は、本申請までに全ての工事を完了させることが必要です。また、私道や私設排水施設への接続については、所有者の同意を得る等して、トラブル防止に努めてください。

(2) 道路の位置の指定申請（本申請）に必要な書類について

本申請に必要な図書は次の表 2 のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の 2 部となります。

(表 2)

添付 順序	図面等の名称	内 容	備 考
1	道路の位置の指定申請書(通知書)	1 <u>細則</u> 第 7 号様式(P40、41 参照)	・正、副(通知書)各 1 部
2	委 任 状	1 代理人が手続きを行う場合	・正、副各 1 部
3	権利者一覧表	1 <u>細則</u> 外様式(P50 参照) 2 道路及び避難通路となる土地の地名地番及び権利者(住所、氏名)の一覧	・正、副各 1 部 ・記載例は P54 参照
4	道路の位置の指定承諾書	1 <u>細則</u> 第 9 号様式(P43 参照) 2 道路及び避難通路となる土地の所有権等の権利を有する者の同意	・正、副各 1 部
5	印鑑登録証明書	1 上記で同意をした者の印鑑登録証明書	・申請時から 3 か月以内のもの ・正、副各 1 部
6	土地登記事項証明書	1 道路及び避難通路となる土地の土地登記事項証明書(分筆されて、地目が公衆用道路となっていること。)	・申請時から 3 か月以内のもの ・正、副各 1 部
7	<u>道路の位置の指定図</u>	1 <u>細則</u> 第 8 号様式(P42 参照、A2 版以上) 2 作図要領は表 3 のとおり(P11 参照) 3 <u>原図の写し2部は押印不要</u> 4 <u>記載例はP53 参照</u>	・正、副各 1 部 ・原図(美濃紙等)1部 ・原図の写し 2 部
8	道水路等境界明示図・復元図(写)	1 指定を受けようとする道路が公道、公有水路に接する場合	・正 1 部
9	道路法第 24 条の承認書の検査証(写)	1 公道内の切り下げ、舗装、側溝、安全柵等の工事をする場合 (道路工事等完成検査合格通知書 <u>(写)</u>)	・正 1 部
10	公共・一般下水道施設築造工事等承認書の検査証(写)	1 公有水路、排水施設を工事する場合 (公共・一般下水道工事完了検査済証(写))	・正 1 部
11	その他必要な図書	1 公共下水道占用許可書等 <u>(写)</u>	・正、副各 1 部

ア 表 2 中の 1 以外の副の図書については正の写しで構いません。

イ 表 2 中の 7 の原図(美濃紙等)は和紙素材のトレーシングペーパーでも可とします。

ウ 表 2 中の 4 の道路の位置の指定承諾について

(ア) 意義

道路の位置の指定を受けた場合、当該道路敷については、道路としての性格上、建築物等を築造することができず（法第 44 条）、私有地に重大な権利の制限が課せられることとなります。

そこで、道路の位置の指定申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書」が必要となります。

(イ) 関係権利者の範囲

承諾書を必要とする関係権利者は、指定を受けようとする道路及び避難通路の敷地となる土地の権利者です。権利の範囲は、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（仮登記権利者を含む）とします。

また、権利者は、土地登記事項証明書の甲区（所有権）及び乙区（所有権以外の権利）の記載事項により判断します。

青地の場合は財務省から払下げを受け、所有権の移転の登記を行った後、その所有者の承諾が必要となります。

(ウ) 承諾書の様式等

様式は細則第 9 号様式（P 43 参照）によります。承諾については権利者の自署及び実印の押印が必要です。

また、権利者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）である場合には、法定代理人、保佐人、補助人の同意が必要です。なお、成年被後見人については成年後見人の代理行為によります。法定代理人等は、戸籍謄本又は登記事項証明書により確認します。

(エ) 印鑑登録証明書

真正な権利者の捺印であることを確認するために、印鑑登録証明書は必ず添付してください。

(オ) 各証明書等の有効期限

関係権利者の承諾の有無については、後に問題を残すことを防ぐため、登記事項証明書、証明書類等は最新のを添付してください。

登記事項証明書及び印鑑登録証明書については申請日から 3 か月以内に発行されたものとします。

エ 道路の位置の指定図の作図要領について

道路の位置の指定図の作図要領は次の表3のとおりです。

(表3)

添付 順序	図面等の 名称	標準 縮尺	内 容	備 考
1	付近見取図 (案内図)	1/2500 程度	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物	・区名、町名、代表地番を記入してください。 ・ <u>個人情報保護のため、個人名を表示しないで下さい。</u>
2 (<u>地籍図</u>)	計画平面図 (排水計画、 高低測量図 を含む)	1/200 以上	1 方位 2 計画区域の境界 3 指定を受けようとする道路(避難通路を含む)の 位置、形状、勾配、延長、幅員及び計画高 4 計画区域内の宅地割、面積、宅地の地盤高、 擁壁の位置及びその構造 5 計画区域内外の側溝及び下水管の位置、寸法 それらの排水流末の処理方法(既存排水施設を 含む) 6 計画区域内及び周辺の既存道路(都市計画道 路を含む) 7 指定済道路の指定年月日及び番号 8 計画区域の周辺の地形及び地物 9 擁壁等の許認可番号 10 地番境、地番等 11 高圧線	・ <u>指定を受ける道路の部分 は赤線(廃止の場合は青 線)で囲んでください。</u> ・なお、 <u>細則</u> 第10条第1項 には敷地計画図、排水計画 図、高低測量図の提出規定 がありますが、同第10条第3 項に他の図書に替えること ができる旨の規定がありま す。 ・計画平面図中の「指定を受 けようとする道路の延長、幅 員」は <u>小数点3位以下切り捨 て、2位までを表示して下さ い。</u> (単位:m)
	道路縦断面 図	1/200 以上	1 切土及び盛土の高さ 2 縦断面図	・道路に断面勾配がある場 合
	構造図	1/50 以上	1 道路、排水施設、避難通路、付帯施設の構造	
	公図の写し	1/500 (600) 以上	1 法務局に備えてある公図の写し	・申請時から3か月以内のも の

(3) 書類及び図面の調製について

ア 添付図書はA4版の大きさに統一し、図面等は折り込み、左綴りにしてください。

イ 申請者は、原則として道路となる土地の所有者です。

ウ 「道路の位置の指定承諾書」は、道路となる土地のすべての権利者の承諾が必要です。全員の実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

エ 権利者の範囲は、「(2)ウ(イ)の関係権利者の範囲」に基づき土地登記事項証明書（写しは不可）と公図により判断します。

オ 道路の位置の指定図は、申請書（正本・副本）に原図の写し各1部を綴じ込み、原図（美濃紙等）1部及び原図の写し2部は、袋に入れて申請書（正本）に添付してください。

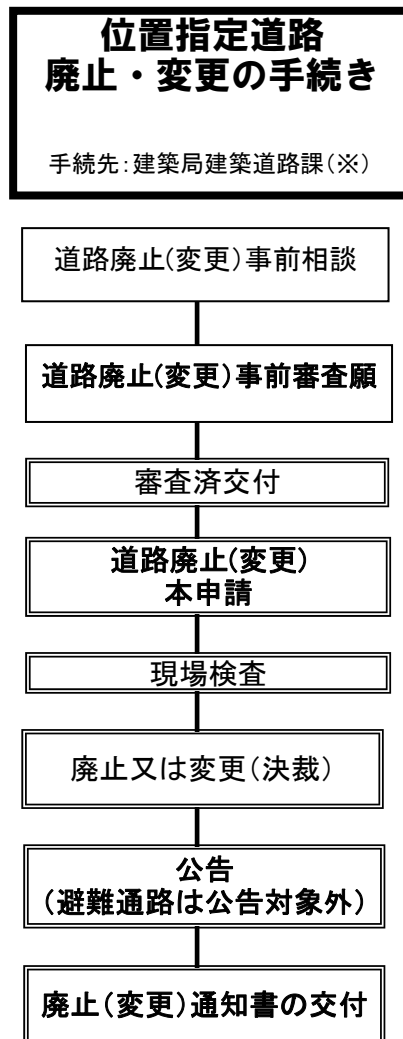
(4) 申請手数料について

道路の位置の指定申請は50,000円の手数料がかかります。

第3章 道路の廃止又は変更の手続き

1 手続きの流れ

既存の指定道路の廃止又は変更の手続きは以下のとおりです。

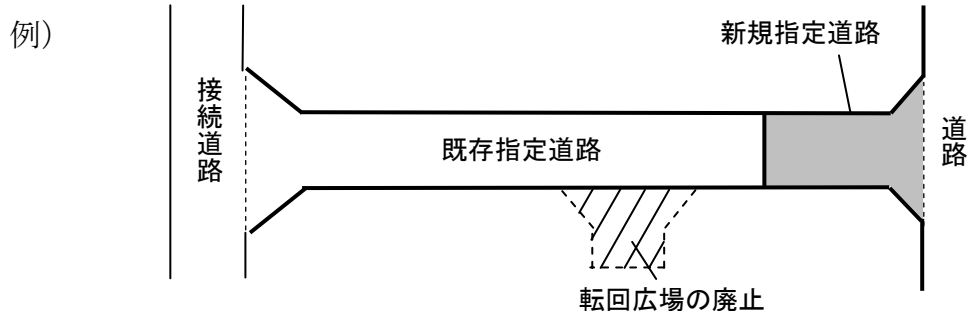


(※) 指定道路新設に伴う既存の指定道路の廃止・変更の事前相談の窓口は、宅地審査部となります。

2 廃止又は変更とは

廃止とは、指定道路の一部又は全部を廃止すること、並びに、避難通路の一部又は全部を廃止することです。また、変更とは、避難通路を変更することです。

例えば、既存の指定道路に新たな指定道路を接続し、道路が通り抜けることにより、既存の指定道路の転回広場を廃止する場合は、道路の位置の指定公告後に道路の廃止申請が必要になります。



3 事前審査

(1) 事前審査願について

指定道路を廃止又は変更しようとする場合は、その廃止又は変更の申請に先立ち「道路廃止（変更）事前審査願」の提出が必要となります。これは、道路が廃止又は変更されることにより、周辺の建築物が法第43条の接道規定に抵触しないか等を事前に審査するためのものです。

なお、審査済の交付（決裁日）を受けた日から、6か月以内に道路廃止（変更）申請（本申請）がなされなかったときは、この事前審査願は無効となり、改めて事前審査願の提出が必要となる場合があります。

(2) 事前審査に必要な書類について

事前審査に必要な図書は次の表4のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の2部となります。

(表4)

添付順序	図面等の名称	標準縮尺	内容	備考
1	<u>道路廃止(変更)事前審査願</u>		1 P49参照	・正、副各1部
2	委任状		1 代理人が手続きを行う場合	・正、副各1部
3	付近見取図	1/2500程度	1 方位 2 道路の位置 3 目標となる地物	・区名、町名、代表地番を記入してください。
4	現況平面図 ・ <u>計画図</u>	1/200以上	1 方位 2 廃止又は変更しようとする <u>指定道路</u> の区域 3 周辺の既存道路の位置、地形地物 4 道路に接する敷地の位置、地盤高、敷地	・実測に基づくもの ・廃止又は変更しようとする道路部分は、青線で囲ってください。

			の出入り口の位置 5 建築物の配置、主要な出入り口の位置及び用途 6 擁壁等工作物の位置	
5	公図の写し	1/500 (600)	1 方位 2 廃止又は変更しようとする <u>指定道路</u> の区域 3 写しの作成年月日及び作成した者の氏名	・廃止又は変更しようとする道路部分及び周辺の地番が表示された法務局備えの写し ・申請時から3か月以内のもの
6	土地登記事項証明書		1 廃止又は変更しようとする <u>指定道路</u> 及び避難通路の土地の土地登記事項証明書	・申請時から3か月以内のもの ・正、副各1部
7	現場の写真		<u>1 既存の指定道路全体(廃止又は変更しようとする部分を含む)を確認できる写真</u>	・正、副各1部
8	その他必要な図書			

4 道路廃止（変更）申請（本申請）

(1) 道路廃止（変更）申請（本申請）について

本申請は、上記の事前審査において本市から廃止又は変更の審査済の交付を受けた後に行うこととなります。

(2) 道路廃止（変更）申請（本申請）に必要な書類について

本申請に必要な図書は次の表5のとおりです。提出部数は「正本」「副本（写しで可）」の2部となります。

(表5)

添付 順序	図面等の名称	内 容	備 考
1	道路廃止(変更)申請書	1 <u>細則</u> 第10号様式(P44、45参照)	・正、副(通知書)各1部
2	委 任 状	1 代理人が手続きを行う場合	・正、副各1部
3	道路廃止(変更)の指定図	1 <u>細則</u> 第8号様式を準用 2 作図要領は <u>表3のとおり(P11参照)</u> ※ただし排水計画・道路縦断面図・構造図等は除く	・正、副各1部 ・原図(美濃紙等)1部 ・原図の写し2部 ・記載例はP53参照
4	権利者一覧表	1 道路及び避難通路の土地の地名地番及び	・正、副各1部

		権利者(住所、氏名)の一覧(P50参照)	・記載例は P54 参照
5	道路の廃止(変更)承諾書	1 細則第 10 号様式の 2(P46 参照) 2 道路及び避難通路の土地の所有権等の権利を有する者の同意 3 権利者の範囲は道路の位置の指定申請と同様(P10 参照)	・正、副各 1 部
6	印鑑登録証明書	1 上記で同意をした者の印鑑登録証明書	・申請時から 3 か月以内のもの ・正、副各 1 部
7	土地登記事項証明書	1 変更又は廃止しようとする道路のもの	・申請時から 3 か月以内のもの ・正、副各 1 部

(3) 申請手数料について

道路の廃止の申請は 30,000 円の手数料がかかります。

なお、避難通路の廃止又は変更の申請は手数料がかかりません。

第4章 道路位置指定の基準

1 位置の指定ができる土地

(1) 道路の指定を必要とする合理的な理由について

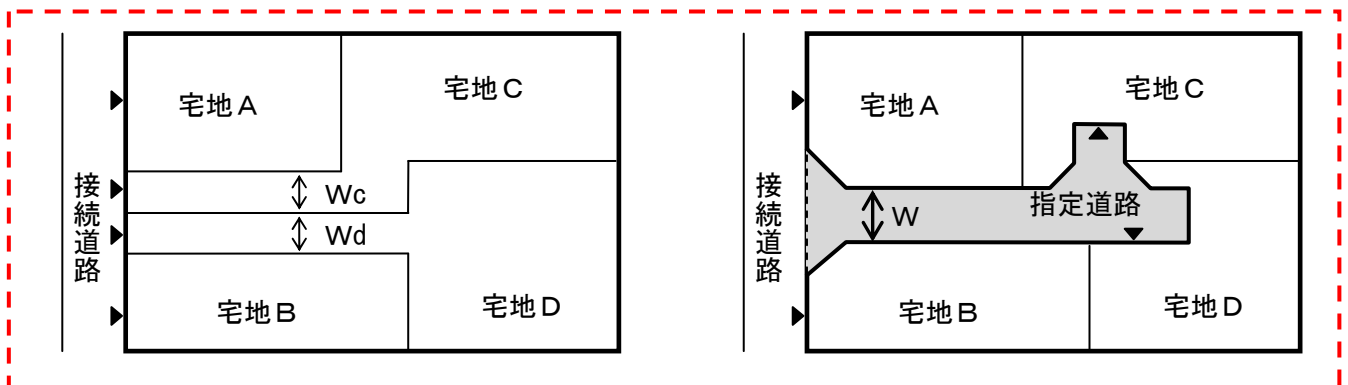
この道路の位置の指定は、法に規定されているとおり「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的で指定を受けることとなりますので、合理的な理由が必要です。つまり、接道がとれず建築物の建築ができない土地を接道させるために道路の位置の指定を受けるものですので、既に接道のある土地の条件を良くする目的（より規模の大きい建築物の建築等）や、道路を築造する必要がない土地に、道路を築造しても道路の位置の指定を受けることはできません。

なお、道路の位置の指定は、原則として都市計画法に基づく開発行為の許可対象外の土地を前提とします。

<合理的な理由があると判断される土地の例>

道路の位置の指定を受けない場合

道路の位置の指定を受ける場合



$W < Wc + Wd$ の場合は、道路を必要とする合理的な理由があると判断され、位置の指定が受けられません。

Wc: 宅地Cが路地状部分で道路に接する場合に、条例第4条により必要となる路地状部分の最小幅員

Wd: 宅地Dが路地状部分で道路に接する場合に、条例第4条により必要となる路地状部分の最小幅員

W: 指定道路の幅員

(2) 既存建築物の法適合性について

道路の位置の指定により、既存建築物が道路斜線制限、建ぺい率、容積率等において法違反とならないよう留意してください。

(3) 権利者の承諾について

道路及び避難通路となる土地の土地所有者及び関係権利者全員の承諾が必要です。

2 区域の設定

道路の位置の指定を受けて、土地利用を図ることのできる区域の面積は、原則として都市計画法の開発許可の対象とならない 500 平方メートル未満の土地に限られますが、道路を築造することは区画の変更を伴う開発行為となりますので、区域の設定については本市の「都市計画法による開発許可の手引き」に従ってください。また、開発許可を受けることが可能な土地において殊更に小規模な区域を設定しないよう留意してください。

3 宅地の規模及び形態等

指定道路に接する各宅地の敷地面積については、法第 53 条の 2 の規定に基づき、都市計画において敷地面積の最低限度が定められているほか、横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づく制限がありますので、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に従ってください。

また、これらの制限のない地区においても、その形態については相隣関係に充分配慮した計画としてください。

<法及び都市計画に基づく敷地面積の最低限度>

容積率	敷地面積の最低限度
60%	165㎡
80%	125㎡ 注
100%	100㎡

注 1) 港北ニュータウン土地区画整理事業施行
区域内は 165 ㎡

注 2) 敷地が 2 以上の地区にわたる場合の敷地面積の最低限度は、敷地の過半が属する地区内の規定を適用します。

<横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づく敷地面積の最低限度>

用途地域	敷地面積の最低限度
<u>第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域）</u> <u>第一種中高層住居専用地域</u> <u>第二種中高層住居専用地域</u>	<u>100 ㎡以上</u>
<u>第一種住居地域</u> <u>第二種住居地域</u> <u>準住居地域</u>	<u>100 ㎡以上</u> <u>（幅員 5.5m 以上の道路を配置する場合は緩和可能）</u>
<u>近隣商業地域、商業地域</u> <u>準工業地域、工業地域、工業専用地域</u>	<u>なし</u>

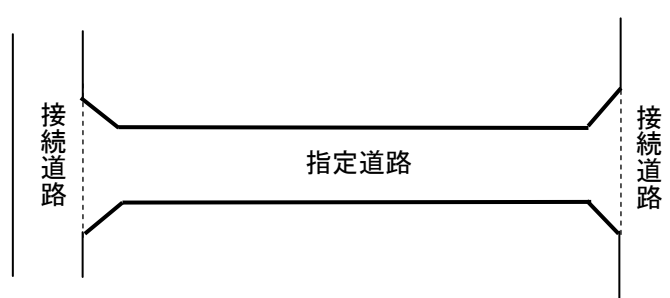
注) 敷地が 2 以上の地区にわたる場合の敷地面積の最低限度は、敷地の過半が属する地区内の規定を適用します。

4 接続道路

(1) 接続道路について

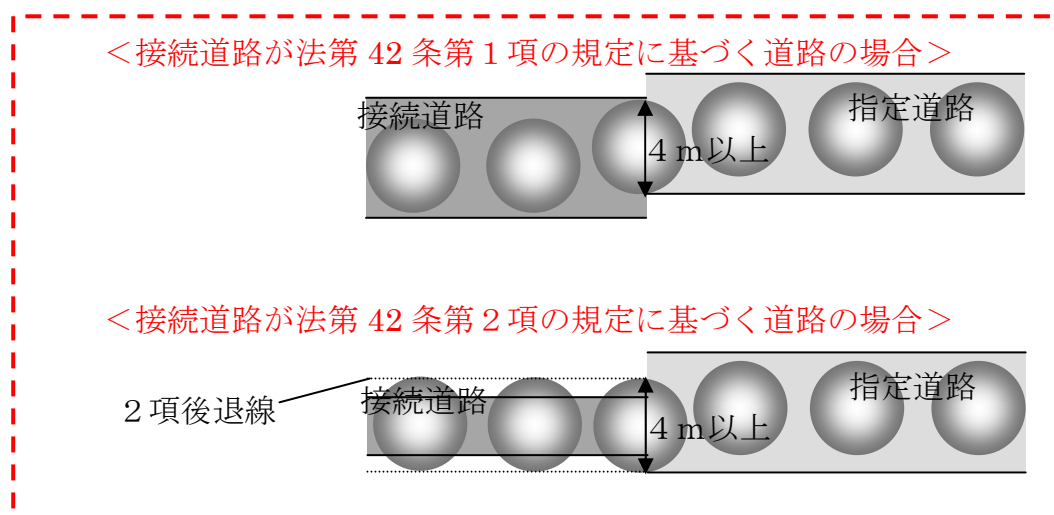
ア 指定道路は、両端が法第 42 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく道路（以下「道路」という。）に接続しなければなりません。ただし、「6 袋路状道路」の基準に適合する場合は、一端のみが接続道路に接続する袋路状道路とすることができます。

イ 接続道路は、幹線道路から当該指定道路まで車両（二輪のものを除く。以下同じ。）で到達できるものをいいます。（階段や狭い道路等で、車両の通行ができないものを除きます。）



(2) 接続道路との接続部分について

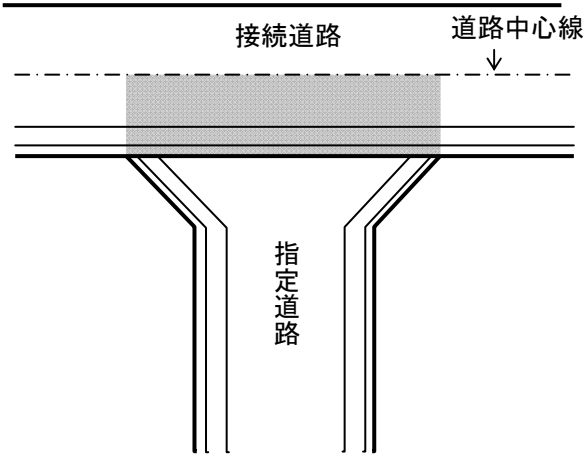
ア 指定道路と接続道路との接する部分（すみ切りの部分を除く。）の長さは、4 m 以上を確保しなければなりません。



イ 接続道路のうち、接続道路の中心線より指定道路側の部分（図を参照）においては、電柱等通行の妨げになるものは設けないでください。また、既設の電柱等についても、本申請までに撤去を済ませてください。

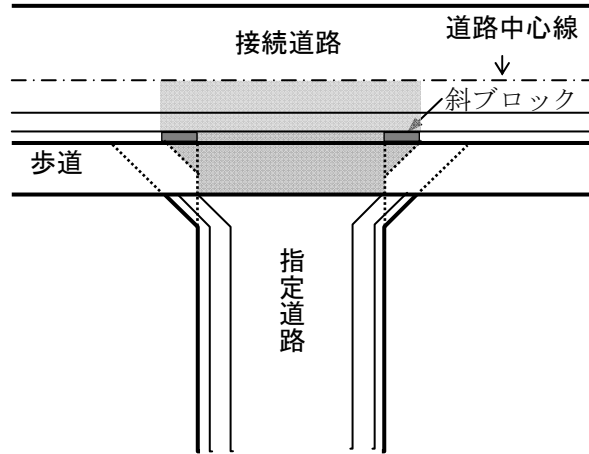
なお、接続道路に既存の歩道がある場合は、道路管理者との協議によります。

< 接続道路に歩道がない場合 >



■ 接続道路のうち、電柱等を設けてはならない部分

< 接続道路に歩道がある場合 >



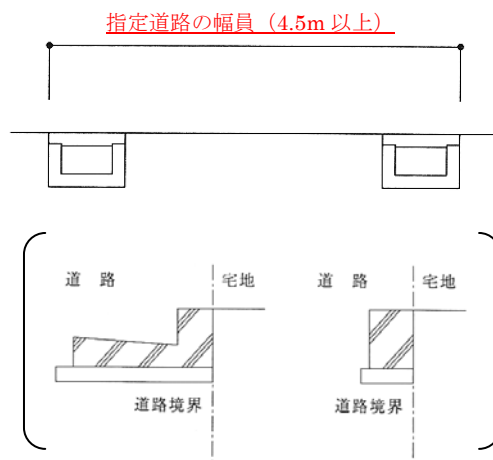
※ 接続道路のうち、歩道内の障害物の移設・撤去の可否及び方法については、道路管理者との協議により決定してください。

5 指定道路の幅員及び延長

(1) 指定道路の幅員について

ア 指定道路の幅員は、4.5メートル以上とし、幅員は一定としてください。法第42条では「道路とは幅員4メートル以上のものをいう」と規定されていますが、本市では条例第56条の3第2項第1号の規定により、指定道路の幅員を4.5メートル以上に規定しています。

また、幅員は、道路の境界線間の水平距離のうち、最短の部分を行い、側溝を含むものとします。なお、電柱類は指定道路内に設けないものとします。



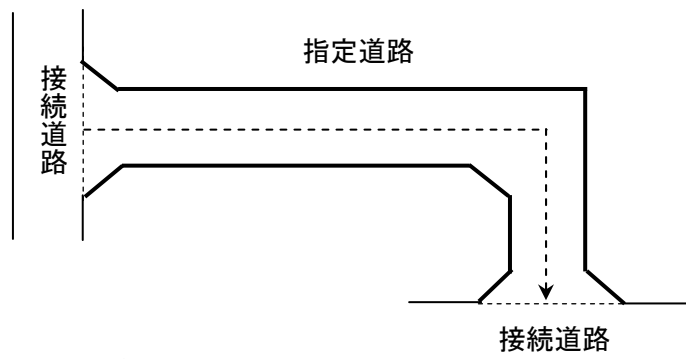
イ 指定道路の幅員を6メートル以上とする場合には、接続道路の一方は幅員6メートル以上の道路でなければなりません。



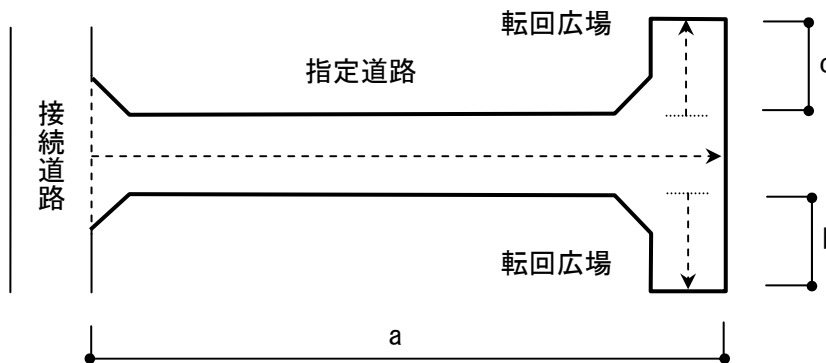
(2) 指定道路の延長について

指定道路の延長の測り方は、次のとおりとします。

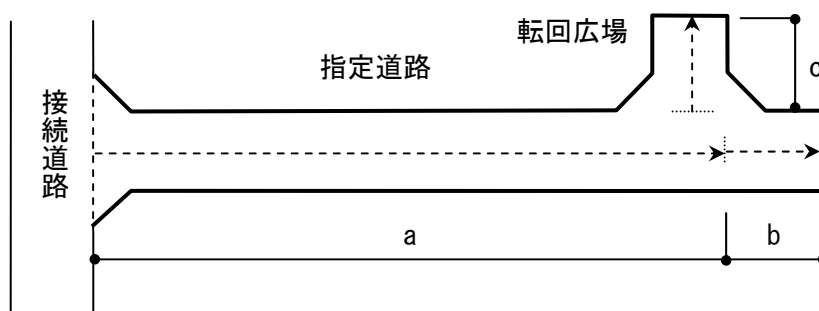
ア 指定道路が通り抜けている場合 ※指定延長 $L =$ 道路中心線^線の延長



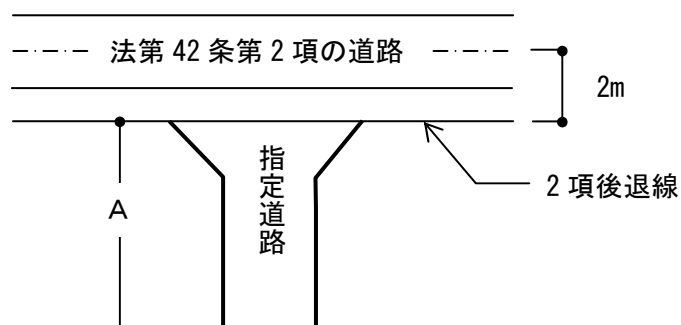
イ 指定道路がT型の場合 ※指定延長 $L = a + b + c$



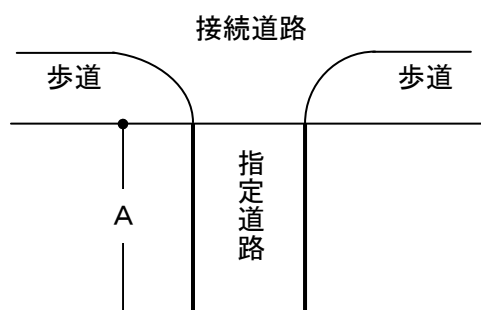
ウ 指定道路がL型の場合 ※指定延長 $L = a + b + c$



エ 接続道路が法第 42 条第 2 項の場合 ※指定延長 $L = A$

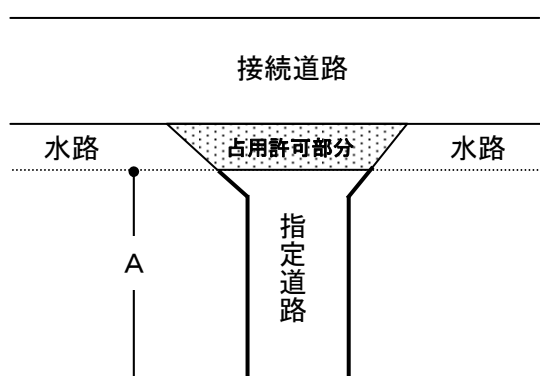


オ 接続道路に歩道がある場合 ※指定延長 $L = A$



カ 水路がある場合 ※指定延長 $L = A$

水路は原則として指定道路とはならないため、指定延長には含みません。ただし、「6 袋路状道路」の節の規定の適用の際の、「区間 35 メートル以内ごと」及び「袋路状道路の延長」については、接続道路からの距離となるため、水路部分を含みます。



(注) 水路部分については、管理者（各区土木事務所等）との協議（占用許可等）が必要です。

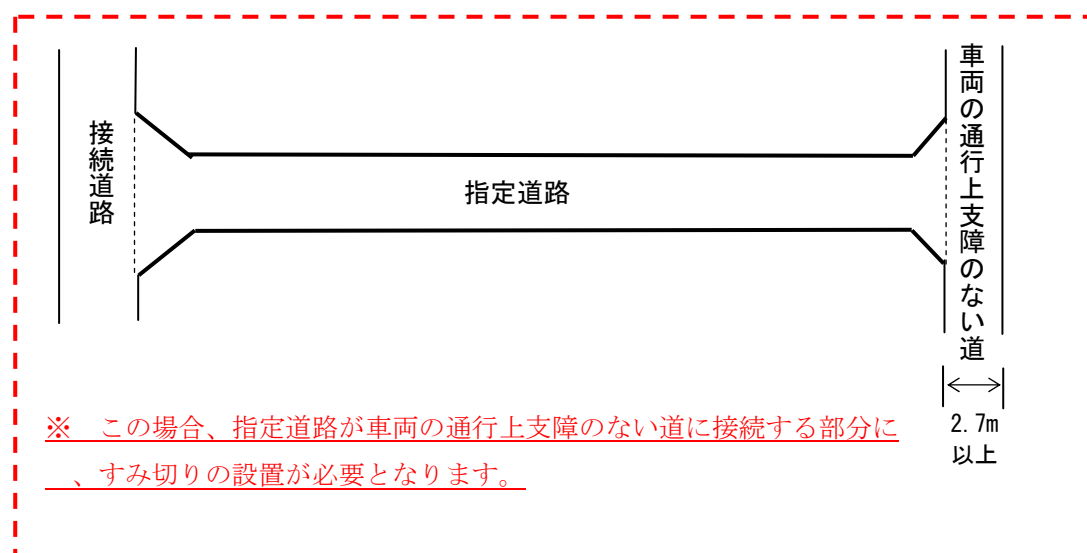
6 袋路状道路

(1) 袋路状道路とは

袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続したものをいいます。

なお、両端が他の道路に接続する場合であっても、一方の接続道路が階段や狭い道路等で車両の通行ができないものにあつては、袋路状道路とみなします。

また、指定道路の終端が法以外の道（公道、つぶれ水路、水道道、畦畔（青地）、及び法第43条ただし書き空地等）で、現況幅員が2.7メートル以上確保されており、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造で整備されているもの（以下「車両の通行上支障のない道」という。）に接し、当該車両の通行上支障のない道が他の道路に接続して車両の通り抜けができる場合については、指定道路は袋路状道路ではないものとみなします。

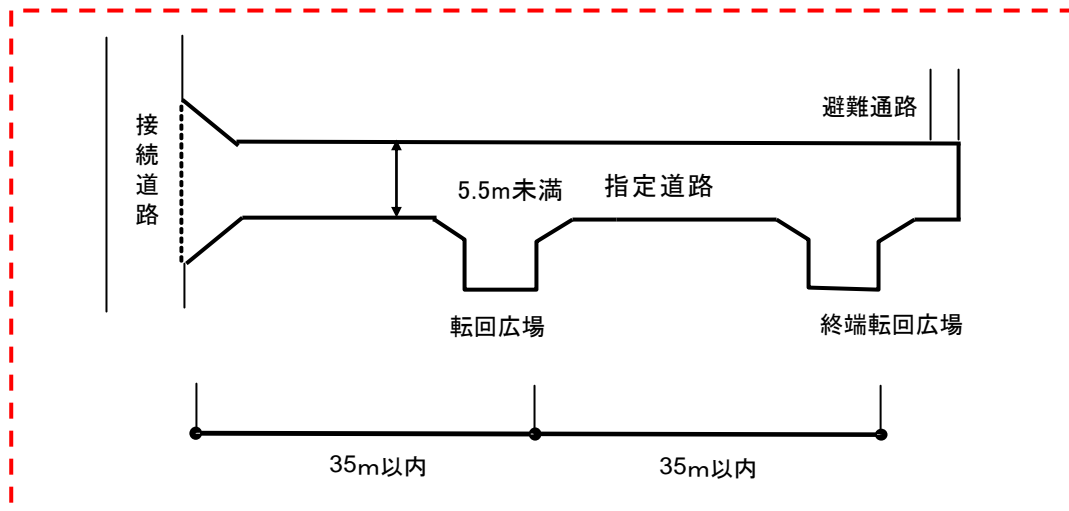


(2) 転回広場の設置について

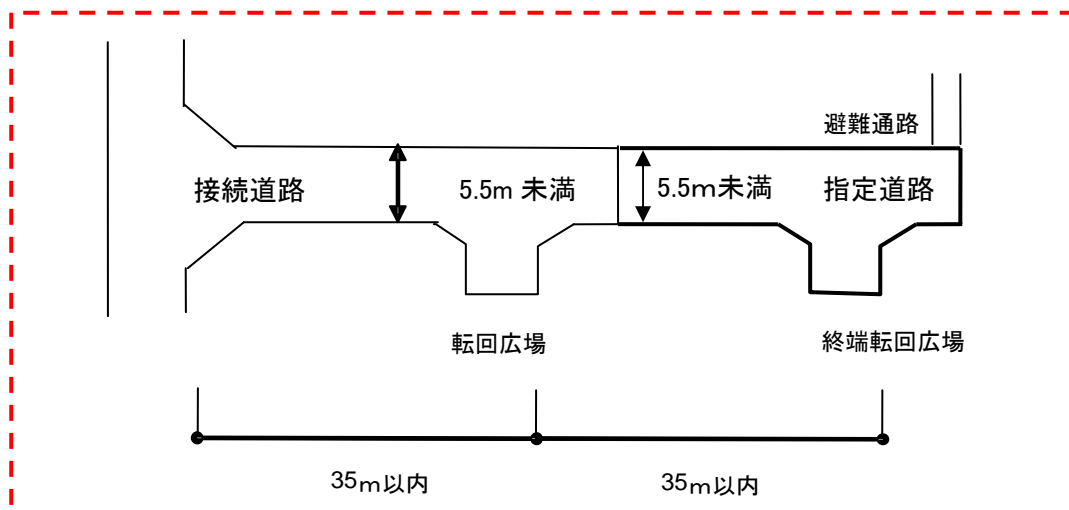
指定道路が幅員6メートル未満の袋路状道路となる場合には、終端転回広場の設置が必要です。

指定道路の幅員が6メートル以上の場合、指定道路内の転回広場の設置は不要です。（ただし、指定道路の幅員を6メートル以上とする場合は、p.21 のとおり接続道路の幅員は、6メートル以上であることが必要です。）

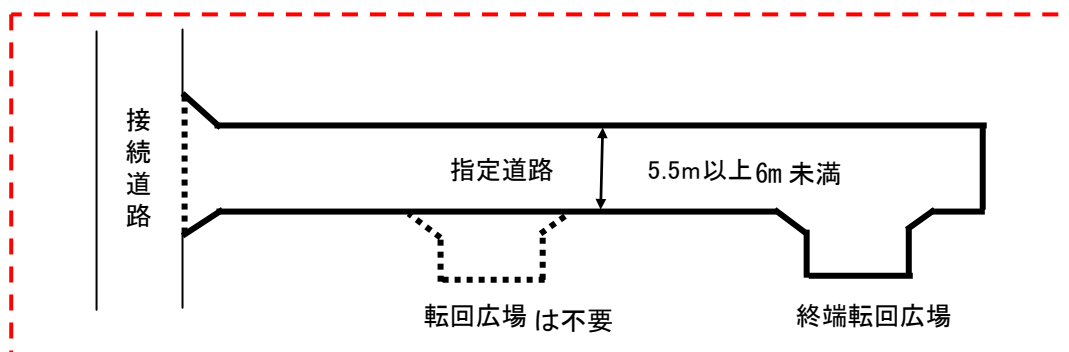
指定道路が幅員5.5メートル未満の袋路状道路となる場合は、終端転回広場のほかに、指定道路の区間35メートル以内ごとに転回広場の設置が必要です。



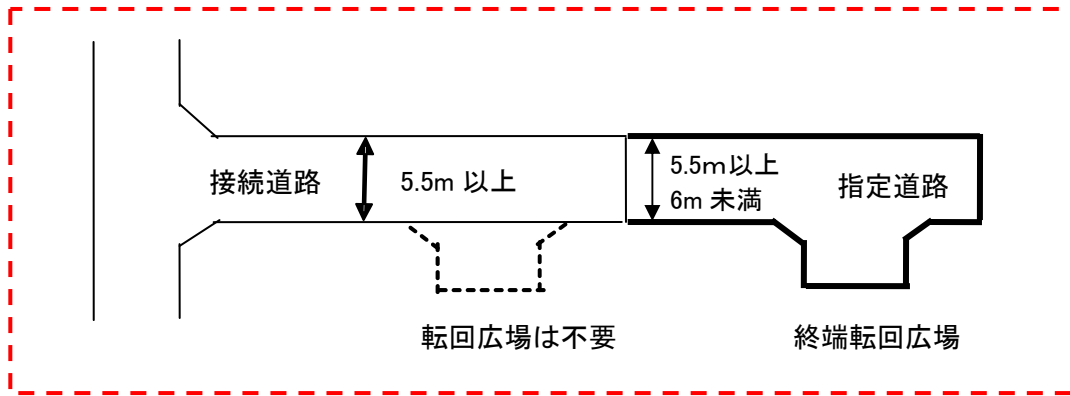
また、上記に加え、接続道路が 5.5 メートル未満の袋路状道路である場合は、接続道路においても区間 35 メートル以内ごとに転回広場の設置が必要です。



指定道路が幅員 5.5 メートル以上 6 メートル未満の袋路状道路の場合は、終端転回広場の設置が必要ですが、指定道路の区間 35 メートル以内ごとの転回広場の設置は不要です。

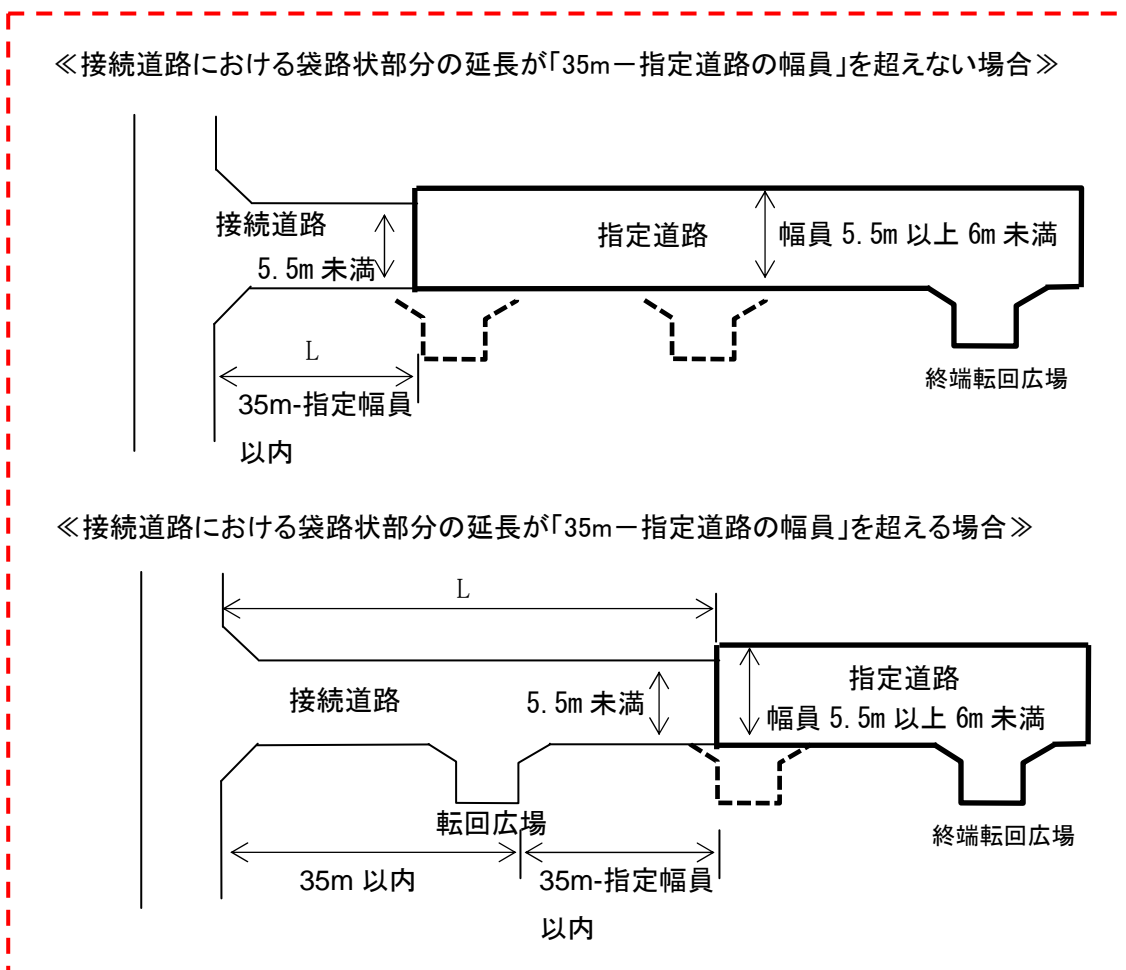


また、上記に加え、接続道路も 5.5 メートル以上の袋路状道路である場合は、接続道路内の区間 35 メートル以内ごとの転回広場についても設置は不要です。

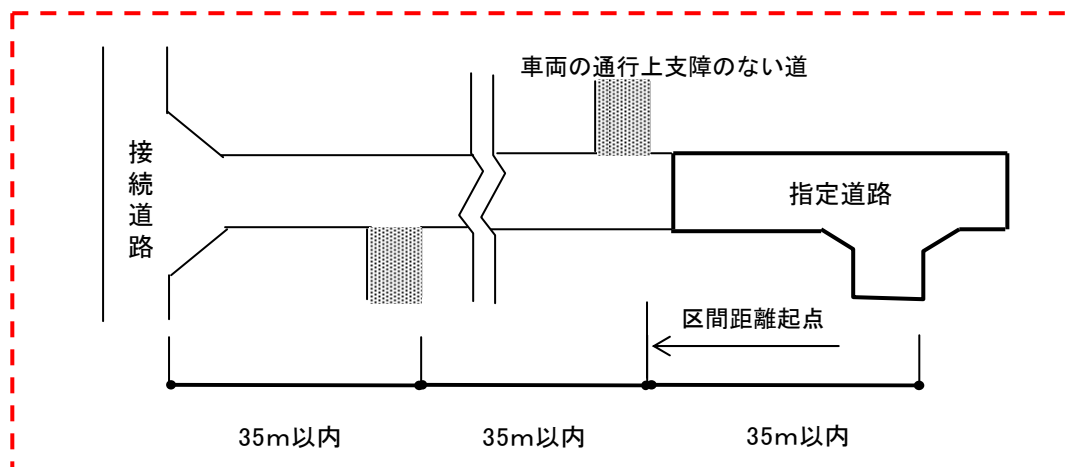


なお、指定道路が幅員 5.5 メートル以上 6 メートル未満の袋路状道路であり、接続道路が 5.5 メートル未満の袋路状道路である場合の接続道路内の区間 35 メートル以内ごとの転回広場については、次のとおり接続道路の袋路状部分の延長に応じて設置が必要です。

接続道路における袋路状部分の延長（下図の L）が「35 メートルから指定道路の幅員を減じた数値」を超えない場合は接続道路における区間 35 メートル以内ごとの転回広場は不要であり、「35 メートルから指定道路の幅員を減じた数値」を超える場合は接続道路における区間 35 メートル以内ごとの転回広場は必要です。



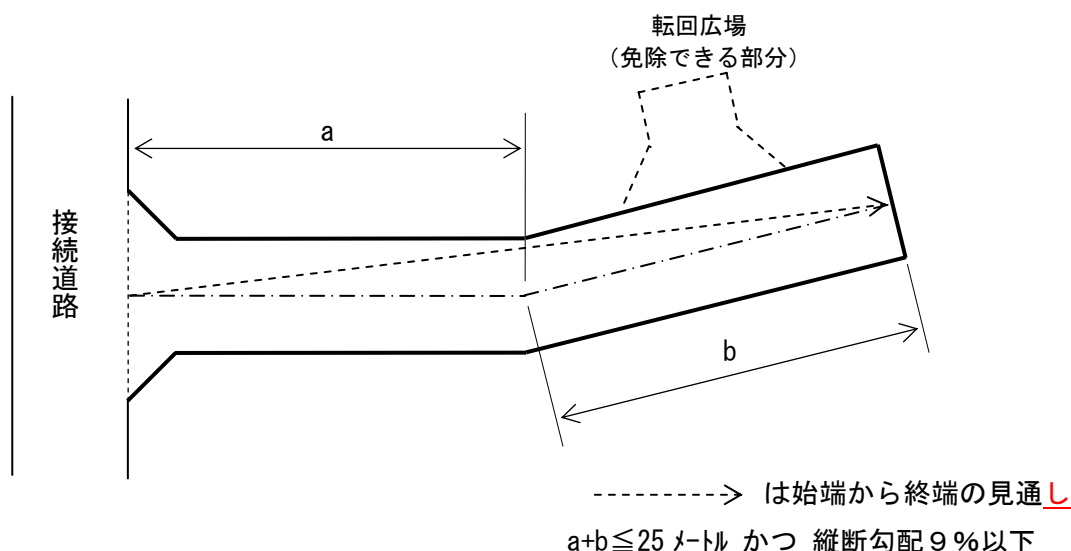
区間 35メートル以内ごとの転回広場は、車両の通行上支障のない道で車両の転回に支障のないものとすることができます。



ただし、次のいずれかに該当し、周辺の状況により、避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合には、転回広場を設けないことができます。

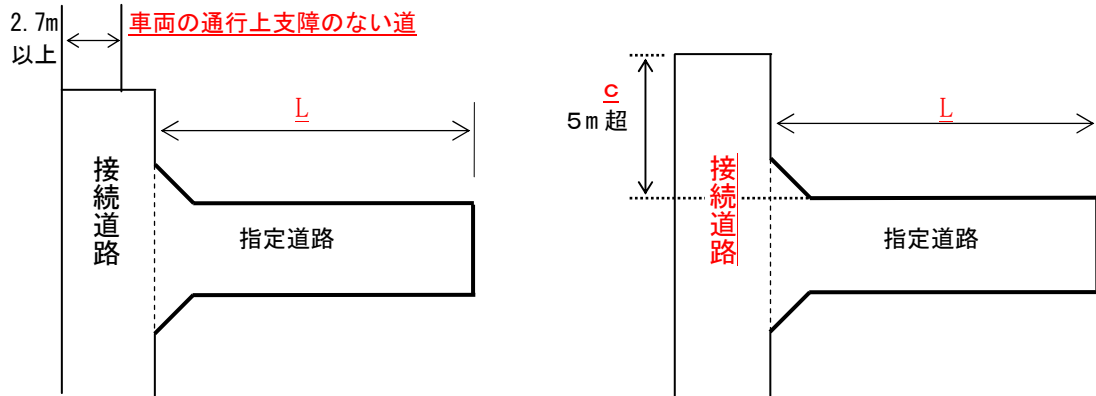
ア 終端転回広場の免除について

袋路状道路の延長が 25メートル以下かつ道路の縦断勾配が 9パーセント以下の場合で、袋路状道路の中心の始端から終端の見通しが可能なもの。なお、既存の幅員 6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が袋路状でない道路に接続するまでの部分の延長を含みます。



上記において、次の左図のように接続道路の終端が車両の通行上支障のない道に接している場合は、車両が通り抜けることができることから、袋路状道路の延長は「L」とします。

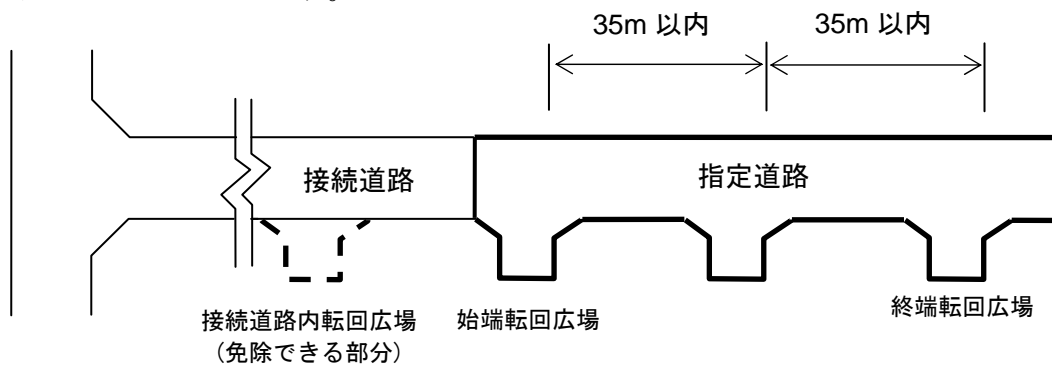
また、次の右図のように接続道路が袋路状であり袋路状部分（cの部分）が5メートルを超えている場合（既存の転回広場を除く。）においては、袋路状道路の延長は「L」とします。



※ なお、避難通路の設置が必要か否かの判断における指定道路の延長の算定については、これによりません。

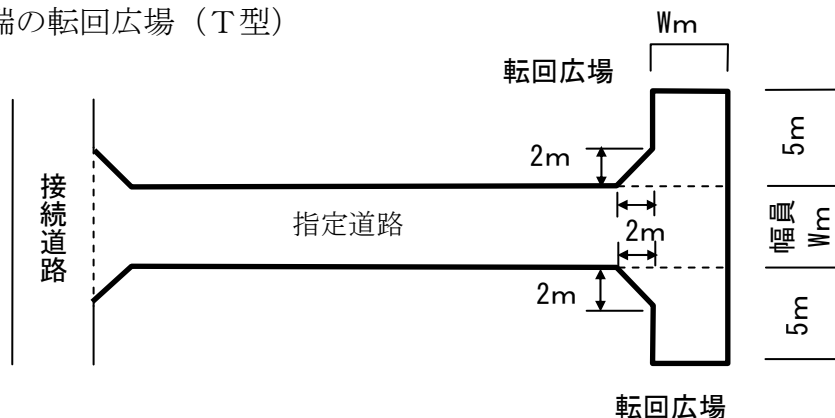
イ 接続道路内の転回広場の免除について

指定道路の始端に転回広場を設けた場合には、当該接続道路内の転回広場は、設けないことができます。

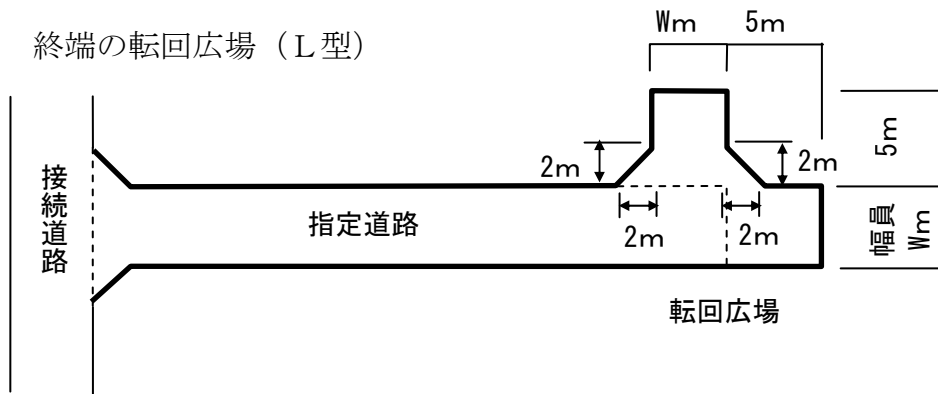


(3) 転回広場の形態について

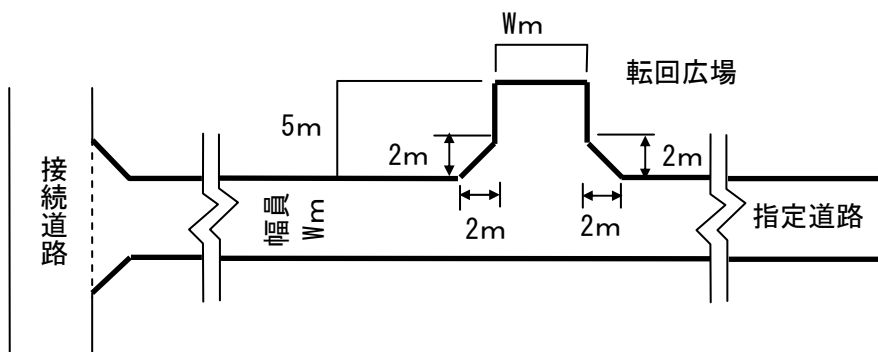
ア 終端の転回広場（T型）



イ 終端の転回広場（L型）



ウ 袋路状道路の区間内の転回広場

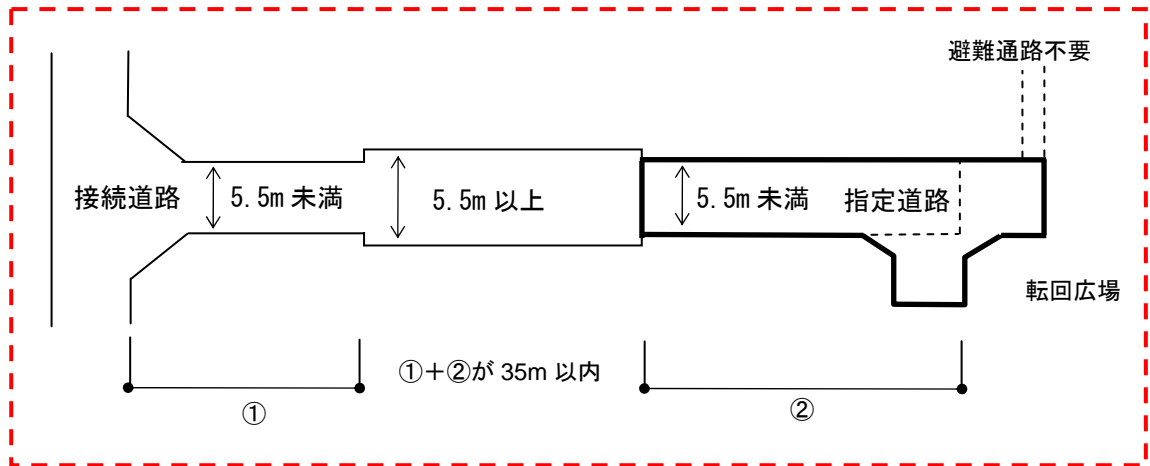
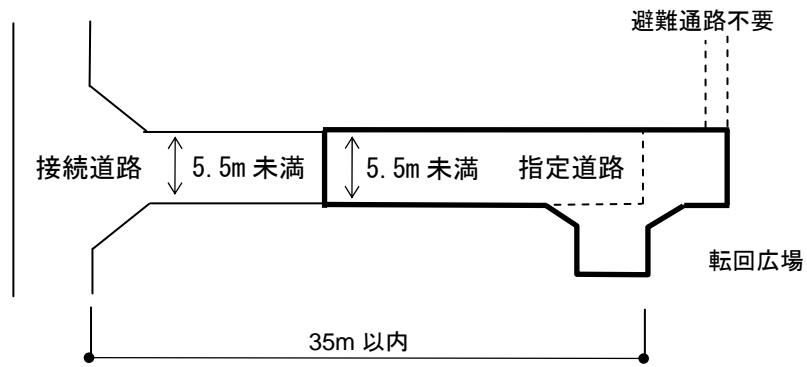


(4) 避難通路の設置について

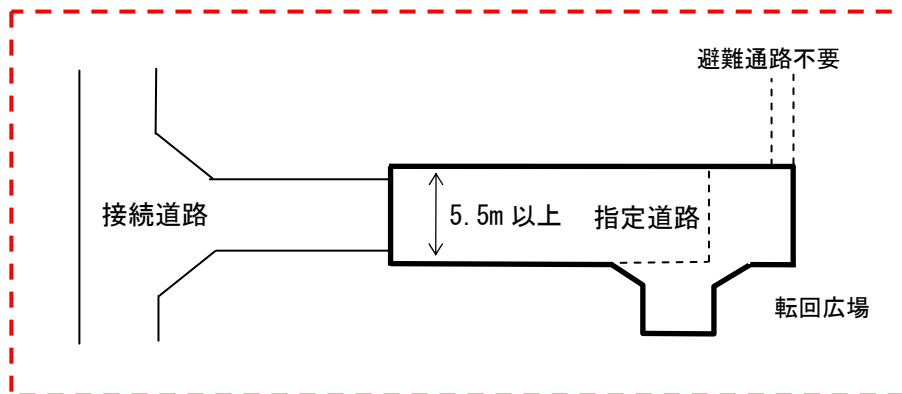
指定道路が袋路状の場合には、条例第 56 条の 3 第 2 項第 2 号の規定により、その終端から幅員 1 メートル以上の通路を設け、道路、公園、法以外の道（公道、つぶれ水路、水道道、畦畔（青地）及び法第 43 条ただし書空地等）で避難上有効なもの、都市計画法第 33 条に規定する開発許可の基準により設けられた避難通路または法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の基準により設けられた避難通路に接続しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、避難通路を設けないことができます。

ア 指定道路の延長を 35 メートル以内にしたもの。

なお、指定道路が幅員 5.5 メートル未満の部分を有する既存の袋路状道路に接続する場合は、当該袋路状道路が袋路状でない道路に接続するまでの幅員 5.5 メートル未満の部分の延長を含みます。



イ 指定道路の幅員を 5.5 メートル以上にしたもの。

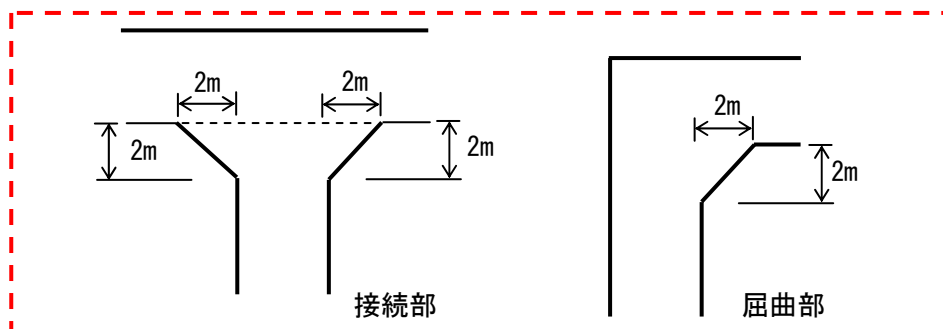


ウ 周辺の状況により、避難及び通行の安全上支障がないと認められるもの。

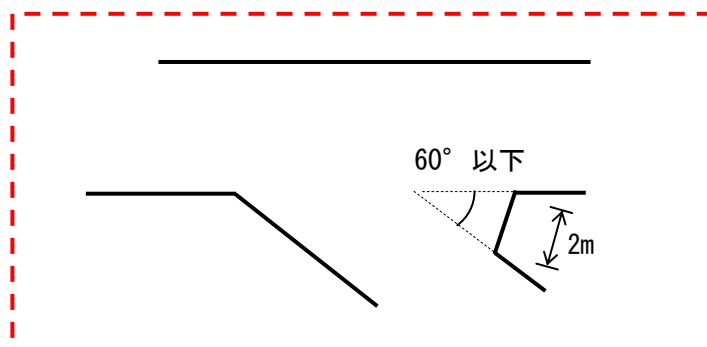
7 すみ切り

(1) すみ切りの形態

道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、一辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形のすみ切りを道路の一部として設けなければなりません。

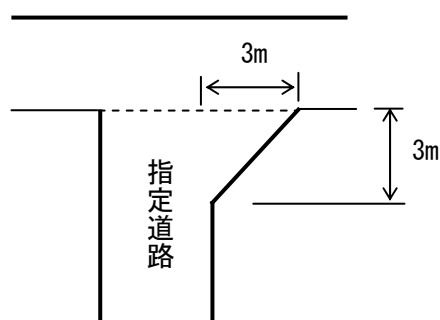


なお、交差、接続、屈曲する箇所における内角が 60 度以下の場合は、二等辺三角形の底辺を 2 m 以上とするすみ切りを設けなければなりません。

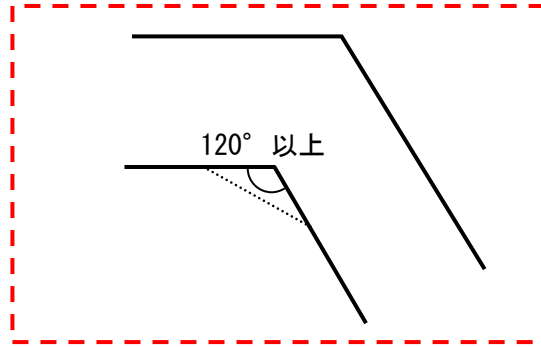


ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

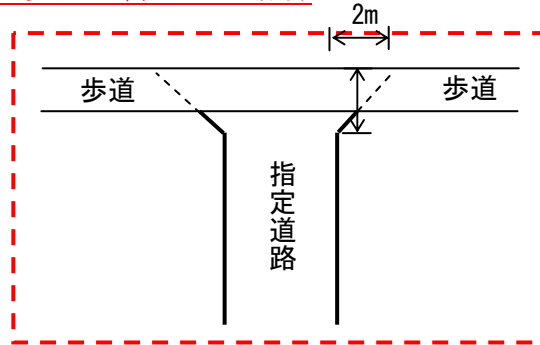
ア 接続部分において、一辺の長さ2メートル以上とあるものを3メートル以上と読み替えて片側のみにすみ切りを設けた場合



イ 交差、接続、屈曲する箇所における内角が 120 度以上の部分



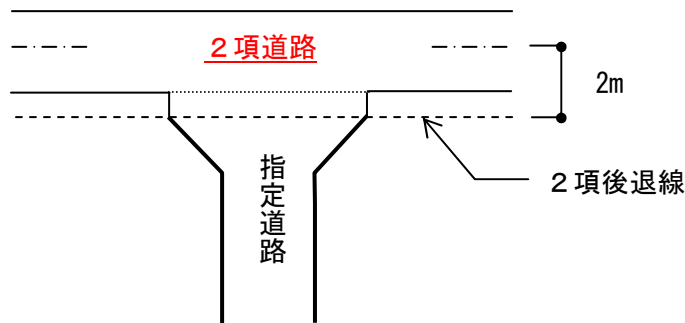
ウ すみ切りに歩道が含まれる場合



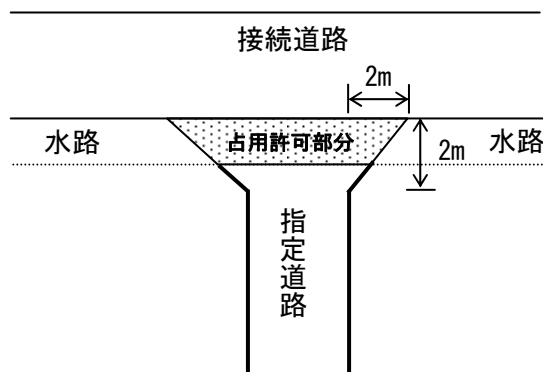
(注) 歩道部分の縁石切り下げについては、管理者（各区土木事務所等）との協議によります。

(2) 接続道路が 2 項道路の場合等におけるすみ切りの形態

ア 接続道路が法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路の場合には、道路後退線からすみ切りを設置します。



イ 接続道路と指定道路の間に水路（つぶれ水路等自由使用できるものを除く）がある場合には、接続道路の境界からすみ切りを設置します。



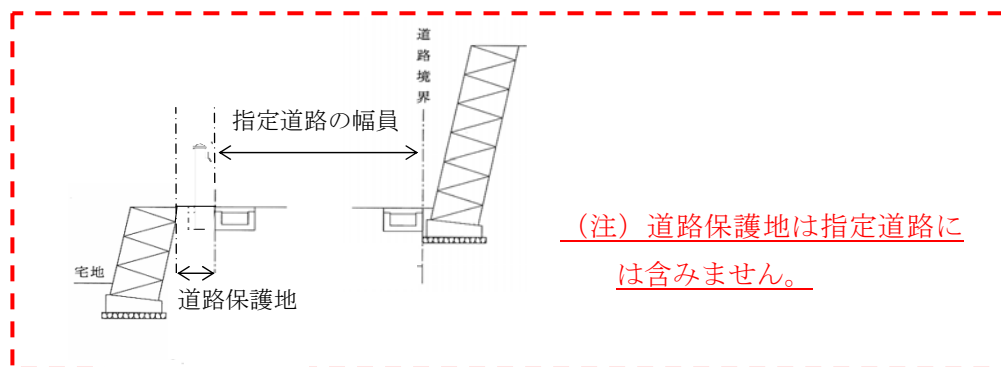
(注) 水路部分については、管理者（各区土木事務所等）との協議が必要です。

8 道路の構造

(1) 指定道路の構造

指定道路の構造は次のとおりとします。

- ア 舗装は、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造とすること。避難通路部分は、両側に地先境界ブロックを設け、砂利又は碎石舗装以上の構造とすること。
- イ 縦断勾配は、9%以下を基準とし最大でも12%までとすること。なお、9%を超えるものはセメントコンクリート舗装のすべり止め工法 又は 滑止め効果があるアスファルト・コンクリート舗装 とすること。
- ウ 横断勾配は、原則として両側勾配とし、2%を標準とすること。
- エ 盛土その他軟弱な地盤に設けられ、通行上支障を来す恐れのある場合は、十分に転圧等を行い、強固な地盤にしてから舗装工事をする事。
- オ 原則として、道路の両側には雨水排水を有効に処理する側溝等の排水設備を設けること。
- カ 道路が宅地等より高い場合は、原則として 道路保護地を設け、ガードレール等の安全施設を設けること。



- キ 接続道路との取付け部分 (すみ切り前面を含む) における排水施設、縁石については原則として切り下げる必要があります。なお、接続道路が公道の場合は、管理者 (各区土木事務所) との協議によること。

(2) 排水設備

排水設備は、次のとおりとします。

- ア 公共下水道の排水区域内における排水設備の接続方法、技術上の基準、施行方法及び構造の詳細については、「横浜市下水道条例」、「横浜市下水道条例施行細則」、

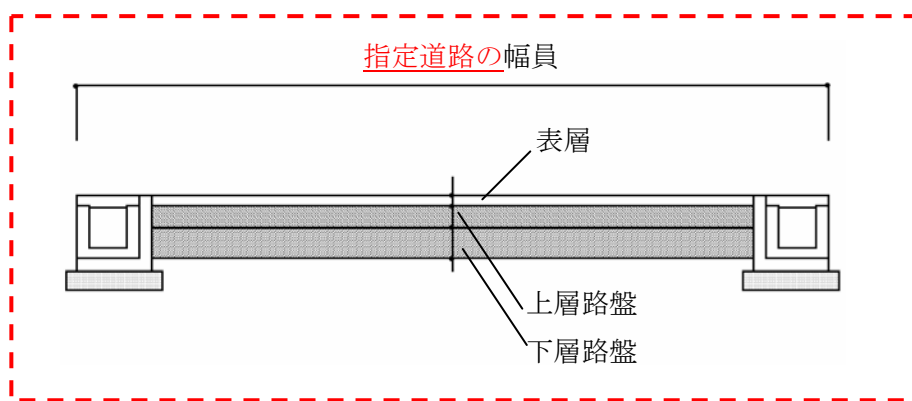
「横浜市排水設備要覧」、「横浜市下水道設計標準図（管きょ編）」によること。
 イ 一般下水道区域においては、下水道条例等に準じ、「横浜市排水設備要覧」によること。

(3) 参考例

参考例を以下に示します。また、「横浜市道路構造物標準図集」も参照してください。

ア 道路断面参考図（U形側溝）

路盤（砕石）は充分転圧し2層仕上げとすること。



(ア) アスファルト・コンクリート舗装

表層	密粒度（13mm、20mm）	50mm
上層路盤	粒度調整砕石(M-40)	150mm
下層路盤	クラッシャーラン(C-40)	200mm

(イ) セメント・コンクリート舗装

表層	真空処理円形リング すべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/m ²)	150mm
上層路盤	粒度調整砕石(M-40)	200mm
下層路盤	クラッシャーラン(C-40)	250mm

(ウ) アスファルト・コンクリート舗装(大型車交通のない袋路状道路)

表層	密粒度（13mm）	50mm
上層路盤	粒度調整砕石(M-40)	100mm
下層路盤	クラッシャーラン(C-40)	150mm

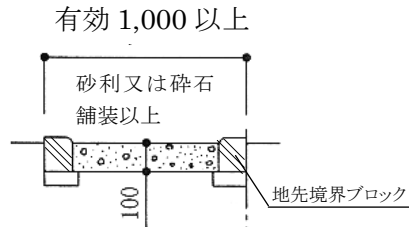
(エ) 滑り止め効果のある舗装

表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	50mm
基層	粗粒度アスコン	50mm
上層路盤	粒度調整碎石(M-40)	150mm
下層路盤	クラッシュラン(C-40)	200mm

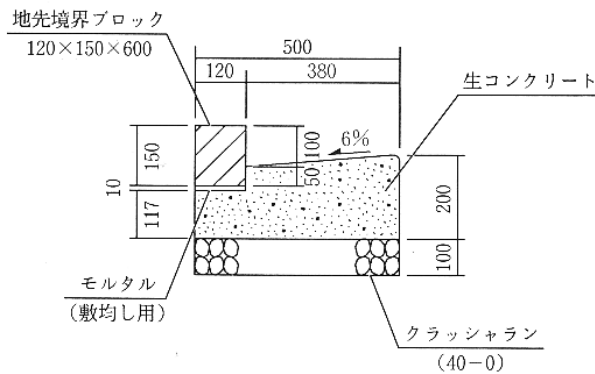
(オ) 滑り止め効果のある舗装(大型車交通のない袋路状道路)

表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	50mm
基層	粗粒度アスコン	50mm
上層路盤	粒度調整碎石(M-40)	100mm
下層路盤	クラッシュラン(C-40)	150mm

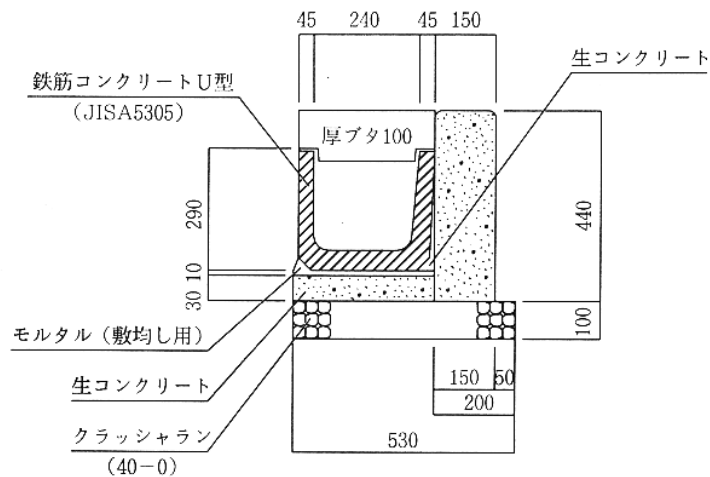
イ 避難通路標準断面図



ウ L型側溝



エ U形側溝 (補強付) 240



9 その他

(1) 道路の位置の表示及び維持管理

- ア 位置表示は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石、その他これらに類するもので行うこと。
- イ 道路の位置の指定を受けた者は、その道路について、常に適正な状態を保つよう維持管理を行うこと。
- ウ 上記の道路の権利を移転する場合には、移転を受ける者に維持管理について継承すること。

(2) 分筆及び地目の変更

道路の位置の指定前に、道路の位置の指定を受けようとする土地の部分（避難通路を含む）の分筆を行い、地目を「公衆用道路」にすること。

第5章 現状尊重型道路位置指定制度

1 本制度の概要

法の改正に伴い、平成11年5月1日より法第43条第1項ただし書の適用にあたっては許可（以下「ただし書許可」という。）が必要となりました。ただし書許可に係る空地は、法に規定する道路ではありません。特に私有地となっている道については、その担保性が著しく不安定な状態にあります。法においては、建築物の敷地が法に規定する道路に接することにより、交通上、安全上、防火上及び衛生上の機能を維持できることとしています。4m以上の幅員を有するただし書許可に係る空地に対し、法第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をし、法的位置づけのある道路とすることにより、より安全で安心できるまちづくりを推進します。

2 指定基準

(1) 対象となる道

「法第43条第1項ただし書の許可に関する建築審査会包括同意基準3-3」を適用することができる道（『建築物が建ち並んでいること等』による場合に限る。）で法に規定する道路から連続して4m以上の幅員を有するもの、または法第42条第2項の規定により指定された道で同項の規定によりみなされる道路の境界線間が4mの幅員を有するもの（条例第56条の3第2項における「市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合」に該当します。）。

(2) 技術的基準

ア 幅員

条例第56条の3第2項第1号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの幅員を確保することが困難と認められる場合にあつては、4m以上（U形側溝の部分を除く。ただし、U形側溝に厚蓋がかけられている場合にあつては、その部分を含むことができる。）、かつ、原則として、ただし書許可により位置づけられている幅員以上でやむを得ないものとする。

接続道路の幅員が6m未満の場合にあつては、6m以上の道路の位置の指定を受けることはできません。

イ 接続道路、転回広場等

本しおりに規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの転回広場を設けることが困難と認められる場合にあつては、延長35mを限度として

転回広場の設置を要さないものとする。

ウ すみ切り

令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号及び条例第 56 条の 3 第 2 項第 3 号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりのすみ切りを設けることが困難と認められる場合にあっては、交通上及び安全上の配慮をした上で現状のとおりでやむを得ないものとする。

原則として、現状のままで、交通上及び安全上の配慮をした上で指定します。

配慮例：「とまれ」の路面標示、視界確保に有効なミラー設置

令の基準に満たないすみ切りが既に確保されている場合にあっては、その部分も指定します。

エ 舗装

条例第 56 条の 3 第 2 項第 5 号に規定するとおりとする。

オ 勾配等

令第 144 条の 4 第 1 項第 4 号に規定するとおりとする。

カ 排水設備等

令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号及び条例第 56 条の 3 第 2 項第 4 号に規定するとおりとする。

キ 避難通路

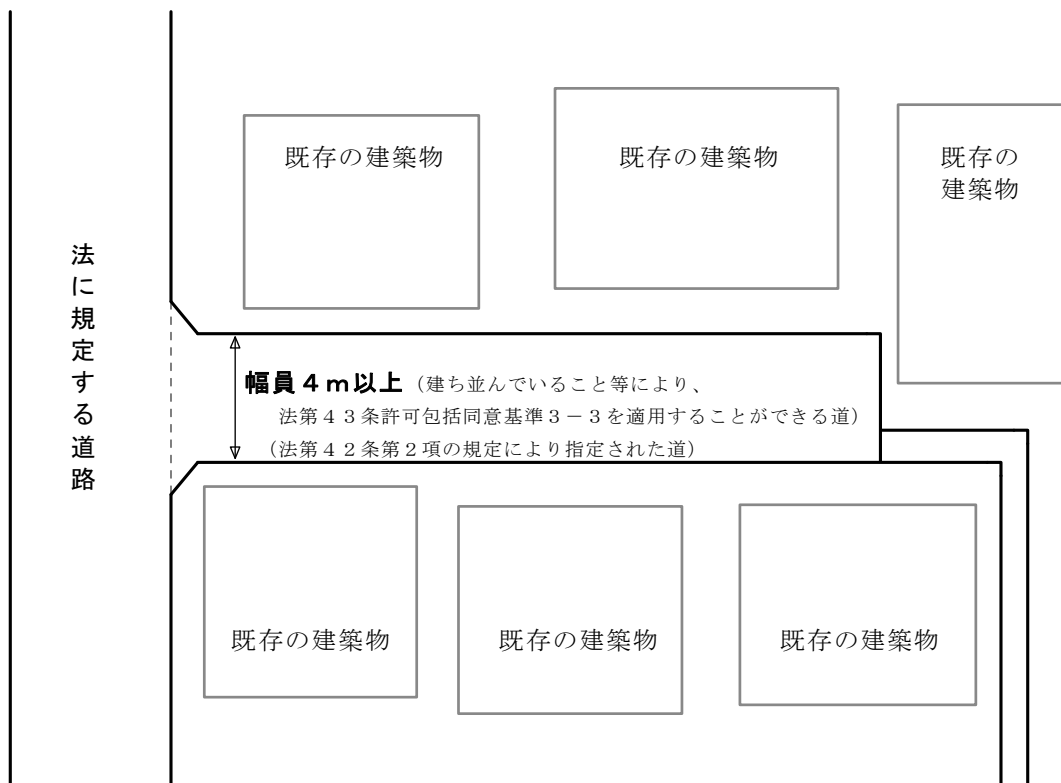
条例第 56 条の 3 第 2 項第 2 号に規定するとおりとする。ただし、周囲の状況により規定どおりの避難通路を設けることが困難と認められる場合にあっては、現状のとおりでやむを得ないものとする。

1 m に満たない通路であってもできる限り確保することとします。

3 手続等

手続等に関しては、本しおりに規定するとおりに進めることとする。また、本制度の適用については道路判定委員会においても審議される。

参考：対象となる道のイメージ図



第6章 道路位置指定申請に係る参考資料

- 1 **細則**様式
- 2 **細則**外様式
- 3 様式の記載例
- 4 建築基準法（抜粋）
- 5 建築基準法施行令（抜粋）
- 6 建築基準法施行規則（抜粋）
- 7 横浜市建築基準条例（抜粋）
- 8 横浜市建築基準法施行細則（抜粋）

各様式は、横浜市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/center/dl/>

1 細則様式

第7号様式

正本（第10条第1項）

道路の位置の指定申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

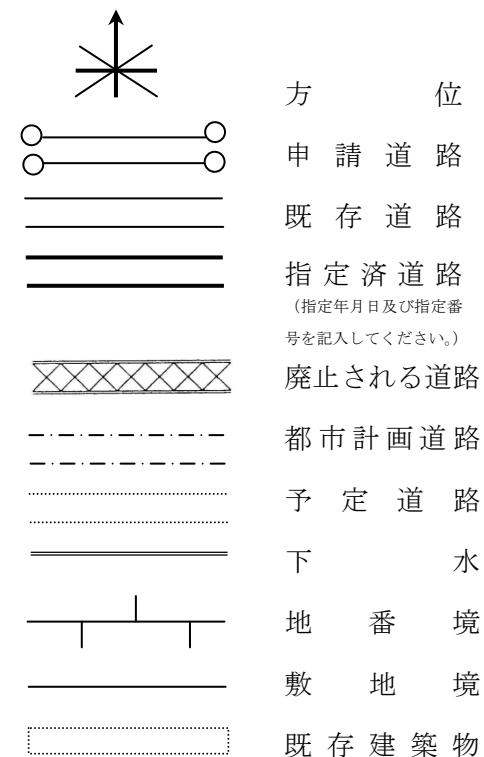
1	築造主住所氏名	電話 ()		
2	代理者住所氏名	電話 ()		
3	ア 地名 地番			
	イ 用途 地域	第一種低層住専 ()、第二種低層住専 () 、第一種中高層住専、第二種中高層住専、第一種 住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、 準工業、工業、工専、指定なし	エ 其他の 区域、地 域、地区	
	ウ 防火 地域	防火、準防火、指定なし		
4	指定を受けようとする 道路の敷地となる土地 の地名、地番及び地目			
5	指定を受けようとする 道路の幅員及び延長			
6	指定を受けようとする 道路の境界標示方法			
7	避難通路の敷地となる 土地の地名、地番及び 地目			
8	避難通路の幅員及び 延長			
9	道路築造着工日	年	月	日
10	道路築造完了日	年	月	日
※	備考			
※	受 付 欄	※ 指 定 公 告 欄	指	年 月 日
			定	第 号
			公	年 月 日
			告	第 号

- (注意)
- 3欄の「計画敷地」とは、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいいます。
 - 3欄の「ア」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときは、代表地番を記入してください。
 - 3欄の「イ」及び「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。3欄の「イ」の()内には、容積率及び建ぺい率を記入してください。(例) (80/40)
 - 7欄及び8欄は、横浜市建築基準条例第56条の3第2項第2号に規定する通路を設ける場合に記入してください。
 - ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

第 8 号様式 (第 10 条第 1 項・第 3 項)

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
公告年月日	年 月 日
公告番号	第 号
図面作成者 住所 氏名	印



- (注意) 1 付近見取図は、地籍図と方位を一致させ、最寄り駅その他の目標物を正確に記入してください。
- 2 敷地計画図には、地番境及び地番を記入してください。
- 3 図面の縮尺は、600 分の 1 以上 (各部構造図については、50 分の 1 以上) としてください。
- 4 単位は、「メートル」(小数点以下については、3 位以下を切り捨て、2 位まで) としてください。

(A2) 以上

道路の位置の指定承諾書

年 月 日

_____の申請に係る道路の位置の指定申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定については、異義ありません。

1 道路の敷地となる土地 に関係のある権利の対象 となる土地の所在地	2 物件の種 類	3 2 欄の権 利の種別	4 権利者の住所氏名	印
5 備 考				

- (注意)
- 1 下線部には、道路の位置の指定を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
 - 2 2 欄には、「土地」、「建築物」、「工作物」等と記入してください。
 - 3 3 欄には、2 欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
 - 4 5 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。
 - 5 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。

道 路 廃 止 (変 更) 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

㊞

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話

道路を廃止(変更)したいので、横浜市建築基準条例第56条の4第1項の規定により関係図書を添えて申請します。

1 代理者	住 所	電話
	氏 名	
2 建築基準法上の道路種別		建築基準法第42条第__項第__号に規定する道路 ----- (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) __年__月__日 第__号
3 廃止(変更)しようとする道路の地名、地番及び地目	横浜市 区	
4 廃止(変更)しようとする道路の幅員及び延長	幅員_____m 延長_____m	
5 避難通路の土地の地名、地番及び地目		
6 避難通路の幅員及び延長	幅員_____m 延長_____m	
7 廃止(変更)の理由		

※ 受 付 欄		
------------------	--	--

- (注意) 1 5欄及び6欄には、廃止し、又は変更しようとする道路に設けられた横浜市建築基準条例第56条の3第2項第2号に規定する通路の廃止又は変更後の幅員及び延長を記入してください。
- 2 開発に係る廃止又は変更の場合は、その旨を7欄に記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

道路の廃止（変更）承諾書

年 月 日

_____の申請に係る道路の廃止（変更）申請書及び添付図面に記載されている道路の廃止（変更）については、異議ありません。

1 申請に係る道路敷に関係のある権利の対象となる土地の所在地	2 権利の種別	3 権利者の住所・氏名	印

- (注意)
- 1 下線部には、道路の廃止又は変更を申請する者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入してください。
 - 2 2欄には、1欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
 - 3 地番別及び権利の種別ごとに記入し、承諾を受けてください。印は実印とし、印鑑登録証明書を添付してください。

(A4)

2 細則外様式

道路の位置の指定事前審査願

(表)

申請者	住所 氏名	印 TEL ()			
代理人	住所 氏名	(委任状添付) 印 TEL ()			
道路の位置の指定を受けようとする土地	横浜市	区	丁目	番	
区	域	市街化区域	下水道処理区域	宅地造成工事規制区域	急傾斜地崩壊危険区域
		市街化調整区	内・外	内・外	内・外
地	域	用途地域 ()	容積率 ()		都市計画施設 ()
			建ぺい率 ()		
宅地造成等規制法許可の必要な工事の有無					有 ・ 無
建築基準法に基づく確認の必要な擁壁工事の有無					有 ・ 無
接続道路の種類	法第 42 条 項 号道路・公道・私道・幅員 m				
排水流末の種類	公共下水道・一般下水道 公設・私設				
申請内容	利用目的		宅地数	宅地	各宅地面積 ~ m ²
	道路（転回広場を含む）面積	幅員	m		m ²
		延長	m		
	宅地にしようとする土地の面積				m ²
	避難通路面積	幅員	m		m ²
		延長	m		
その他 ()				m ²	
合計				m ²	
備考					※受付欄

※印欄は記入しないで下さい。

(A4)

1. 添付図書

- (1) 委任状 (代理人が手続きを行う場合)
- (2) 案内図 (S=1/2,500程度 市販のもの又は住宅地図程度のもの)
- (3) 現況平面図 (S=1/200以上)
- (4) 公図の写し
- (5) 求積図及び求積表 (S=1/200以上)
- (6) 計画平面図 (S=1/200以上)
- (7) 計画断面図 (S=1/200以上)
- (8) 構造図 (S=1/50以上 道路、避難通路、排水施設及び付帯施設)
- (9) 当該敷地に建築物がある場合は、確認済証の写し、または確認時の敷地状況図
- (10) 土地登記事項証明書 (計画敷地とその部分)
- (11) その他必要な図書

2. 審査願記入上の注意

- (1) 「道路の面積」は指定道路となる部分の面積とします。なお、接続する道が建築基準法第42条第2項の規定に該当する道である場合には、その後退部分の面積は含みません。
- (2) 「宅地にしようとする土地の面積」は、申請区域内における建築物の敷地となる土地の面積をいいます。

3. この審査済の交付(決裁日)を受けた後、6か月を経過しても本申請がされなかった場合には、この審査願は無効となります。

道路廃止（変更）事前審査願

1 申請者	住所	電話
	氏名	
2 代理者	住所	電話
	氏名	
3 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条 第____項 第____号に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年____月____日 第____号	
4 <u>廃止しようとする道路の地名、地番及び地目</u>	横浜市 区	
5 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長	幅員____m 延長____m	
6 <u>避難通路の土地の地名、地番及び地目</u>	横浜市 区	
7 避難通路の幅員及び延長	幅員____m 延長____m	
8 廃止（変更）の理由		

※ 受付欄		
----------	--	--

(注意) 1 6欄及び7欄には廃止し、又は変更しようとする道路に設けられた横浜市建築基準条例第56条の3第2項第2号に規定する通路の廃止又は変更後の幅員及び延長を記入してください。

2 開発に係る廃止又は変更の場合は、その旨を8欄に記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

権利者一覧表

所在地： _____

1 地番	2 地目	3 地籍	4 権利の種別	5 権利者の住所氏名
6 備考				

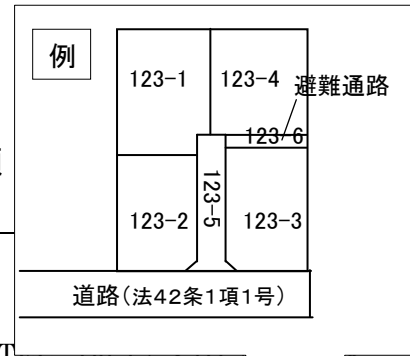
(注意)

- 1 4 欄には、1 欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 2 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

(A4)

3 様式の記載例

道路の位置の指定事前審査願



申請者住所氏名	横浜市中区港町1丁目1 横浜 位置郎				
代理人住所氏名	横浜市〇〇区△△町〇丁目〇 道野 浜男 (委任付) TEL 045 (〇〇〇) ×××				
道路の位置の指定を受けようとする土地	横浜市 〇〇区 △△町 〇 丁目 123 番 1, 2, 3, 4, 5, 6				
区 域	市街化区域	下水道処理区域	宅地造成工事規制区域	急傾斜地崩壊危険区域	
	市街化調整区	内・外	内・外	内・外	
地 域 区	用途地域 (第一種低層住居専用地域)	容積率 (100)		都市計画施設 (なし)	
		建ぺい率 (50)			
宅地造成等規制法許可の必要な工事の有無		別途許可が必要 (有) ・ 無			
建築基準法に基づく確認の必要な擁壁工事の有無		有 ・ (無)			
接続道路の種類	法第42条 1 項 1 号道路・公道・私道・幅員 5.3 m				
排水流末の種類	公共下水道 一般下水道 (公設)・私設				
申請内容	利用目的	専用住宅	宅地数	4 宅地	各宅地面積 101.25㎡ ~ 109.11㎡
	道路(転回広場を含む)面積	幅員 4.50 m 延長 15.50 m			69.75 ㎡
	宅地にしようとする土地の面積				409.39 ㎡
	避難通路面積	幅員 1.00 m 延長 8.50 m			8.50 ㎡
	その他 ()				-
	合 計				487.64 ㎡
備考					※受付欄

※印欄は記入しないで下さい。

道路の位置の指定申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

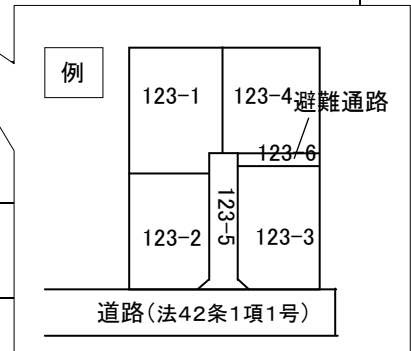
(申請先)
横浜市長

申請者 住 所 横浜市中区港町1丁目1
氏 名 横浜 位置郎
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)



建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので関係図書を添えて申請します。

1	築造主住所氏名	横浜市中区港町1丁目1 横浜 位置郎	電話 (△××) ○△△×								
2	代理者住所氏名	横浜市□□区△△町□丁目○	電話 (○△△) △×△×								
3	ア 地名 地番	横浜市□□区△△町○丁目123番1, 2, 3, 4, 5, 6									
	イ 用途 地域	第一種低層住専 (100/50)、第二種低層住専 ()、 第一種中高層住専、第二種中高層住専、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業、 準工業、工業、工専、指定なし	その他の 急傾斜地崩壊危険区域								
	ウ 防火 地域	防火、準防火、指定なし	第一種低層住専・第二種低層住専 の際、容積率及び建ぺい率を記入								
4	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名、地番及び地目	横浜市□□区△△町○丁目123番5 公衆用道路									
5	指定を受けようとする道路の幅員及び延長	幅員 4.50 m 延長 15.50 m									
6	指定を受けようとする道路の境界標示方法	・ 縁石 ・ 側溝									
7	避難通路の敷地となる土地の地名、地番及び地目	横浜市□□区△△町○丁目123番6 公衆用道路									
8	避難通路の幅員及び延長	幅員 1.00 m 延長 8.50 m									
9	道路築造着工日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日									
10	道路築造完了日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日									
※	備考										
※	受付欄	※指定公告欄	<table border="1"> <tr> <td>指 定</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>公 告</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 号</td> </tr> </table>	指 定	年 月 日		第 号	公 告	年 月 日		第 号
指 定	年 月 日										
	第 号										
公 告	年 月 日										
	第 号										



- (注意) 1 3欄の「計画敷地」とは、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路をいいます。
2 3欄の「ア」には、指定を受けようとする土地が2筆以上あるときは、代表地番を記入してください。
3 3欄の「イ」及び「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。3欄の「イ」の()内には、容積率及び建ぺい率を記入してください。(例) (80/40)
4 7欄及び8欄は、横浜市建築基準条例第56条の3第2項第2号に規定する通路を設ける場合に記入してください。
5 ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

付近見取り図

公図写

計画平面図

廃止年月日	年 月 日
廃止する道路の指定番号	第 号
公告年月日	年 月 日
公告番号	第 号
図面作成者住所 氏名	印

道路横断面図

構造図

方位

申請道路

既存道路

指定済道路
（指定年月日及び指定番号を記入してください。）

廃止される道路

都市計画道路

予定道路

下水

地番境

敷地境

既存建築物

道路の廃止（避難通路の変更又は廃止）の場合は、「廃止」又は「変更」に書き換えてください。（二重線で訂正していただいても構いません。）

未記入でお願いします。

元の指定番号を記入してください。

青色で表示してください。

必要に応じて記入してください。

- (注意) 1 付近見取り図は、地籍図と方位を一致させ、最寄り駅その他の目標物を正確に記入してください。
 2 敷地計画図には、地番境及び地番を記入してください。
 3 図面の縮尺は、600分の1以上（各部構造図については、50分の1以上）としてください。
 4 単位は、「メートル」（小数点以下については、3以下を切り捨て、2位まで）としてください。

(A2) 以上

権利者一覧表

所在地： 横浜市〇〇区△△町

1 地番	2 地目	3 地籍	4 権利の種別	5 権利者の住所氏名
〇〇番△	公衆用道路	〇〇㎡	所有権	横浜市〇〇区××町△△番□ 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 □□ △△
6 備考				

(注意)

- 4 欄には、1 欄のものについての権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
- 6 欄には、権利者について特記事項があればそれを記入してください。

(A4)

4 建築基準法（抜粋）

（道路の定義）

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4 メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一から四 略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 から 6 略

5 建築基準法施行令（抜粋）

（道に関する基準）

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が 6 メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形の部分に道を含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

6 建築基準法施行規則（抜粋）

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

（指定道路等の公告及び通知）

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第四号若しくは第五号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

7 横浜市建築基準条例（抜粋）

（道に関する基準）

第56条の3 令第144条の4第2項の規定による基準の適用区域は、横浜市全域とする。

2 令第144条の4第2項の規定による基準は、次に定めるものとする。

- (1) 道の幅員は、4.5メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- (2) 袋路状の道には、その終端から幅員1メートル以上の通路を設け、道路（幅員4メートル未満の道で、避難上有効なものを含む。）、公園その他これらに類するもので避難上有効なものに接続しなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認め、又は周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限り

でない。

- (3) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合で、交差若しくは接続又は屈曲により生ずる内角が 60 度以下のときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺 2 メートル以上の三角形の部分の道に含むすみ切りを設けなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- (4) 道の排水設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結しなければならない。
- (5) 道は、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造としなければならない。

(道路の変更又は廃止)

第 56 条の 4 法第 42 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、第 2 項及び第 3 項並びに法附則第 5 項の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ、市長に申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づいて道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を当該申請者に通知する。

3 市長は、第 1 項の申請に基づいて法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告する。

(新たに築造される道路の区域内等に存する道路の変更又は廃止)

第 56 条の 5 次に掲げる道路(法第 43 条第 1 項各号に掲げる道路を除く。)を新たに築造しようとする場合において、当該道路内に前条の手続により変更又は廃止をすることとなる既存の道路が含まれているときは、当該既存の道路については、同条の規定にかかわらず、同条の手続をすることを要しない。

- (1) 法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 5 号の規定に該当する道路
- (2) 都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる都市計画施設である道路

8 横浜市建築基準法施行細則(抜粋)

(道路の位置の指定)

第 10 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、第 7 号様式の指定申請書の正本及び副本に、省令第 9 条に規定する付近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面を第 8 号様式により作成したもの並びに指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「指定道路敷」という。)の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の第 9 号様式の承諾書及びその指定道路敷の登記事項証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路(以下「計画敷地」という。)の面積が 500 平方メートル以下のものにあつては排水計画図を、平たんな敷地にあつては高低測量図を省略することができる。

図面の種類	明示すべき事項
敷地計画図	(1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配 (2) 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置(都市計画として決定して内閣の認可を受けた計画道路を含む。) (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物
排水計画図	(1) 指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法

高低測量図	(1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置
-------	--

2 計画敷地が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可の申請をし、又は同法第11条の協議をした工事に係る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のうち当該申請又は協議の際に提出した図面と同一のものについては、これを省略することができる。

3 第1項の第8号様式により作成した図面に明示すべき事項が他の図書に明示されている場合においては、同項の規定にかかわらず、その図書をもって当該図面に替えることができる。

4 市長は、第1項の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、同項の副本に所要の記載をしたものをもって当該申請者に通知するものとする。

（道路の変更又は廃止）

第10条の2 条例第56条の4第1項の規定による道路の変更又は廃止の申請をしようとする者は、第10号様式の道路廃止（変更）申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更又は廃止に係る審査に必要がないと認めた図書については、その添付を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況図
- (3) 変更又は廃止をしようとする道路の敷地となっている土地（以下「変更又は廃止道路敷」という。）の登記簿謄本及び公図の写し
- (4) 変更又は廃止道路敷に対し所有権その他の権利を有する者の第10号様式の2の道路の廃止（変更）承諾書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前条第2項の規定は前項の規定により道路の変更をしようとする場合に、同条第3項の規定は前項の規定により道路の変更又は廃止をしようとする場合にそれぞれ準用する。

3 変更又は廃止道路敷が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けた区域内又は同項各号に掲げる開発行為を行う区域内に含まれ、かつ、当該道路の変更又は廃止を行っても交通上支障がないと認められる場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに掲げる図書の添付を省略することができる。

4 条例第56条の4第2項の規定による通知は、第1項の副本に所要の記載をしたものによって行うものとする。

（道路の位置の標示）

第11条 道路の位置の指定又は変更を受けた者は、コンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石その他これに類するものでその位置を標示しなければならない。

2 前項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。

横浜市道路位置指定申請のしおり

平成 2年 7月 作成
平成 6年 4月 一部改正
平成 8年 9月 一部改正
平成10年10月 一部改正
平成12年 1月 一部改正
平成13年 3月 一部改正
平成15年 9月 一部改正
平成16年 9月 一部改正
平成18年 4月 一部改正
平成19年 6月 一部改正
平成20年 4月 全面改訂
平成22年 7月 一部改正
平成25年 5月 一部改正

発行 横浜市建築局
